平成20年3月19日 午前10時開議 議場

## 1. 議事日程(第16日目)

日程第 1 総務常任委員長報告

- 1. 議案第 1号 上天草市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 2. 議案第 2号 上天草市市長等の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する 条例の制定について
- 3. 議案第 3号 上天草市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について
- 4. 議案第 4号 上天草市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 5. 議案第 5号 上天草市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 の制定について
- 6. 議案第 6号 上天草市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例等の一 部を改正する条例の制定について
- 7. 議案第 7号 上天草市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 の制定について
- 8. 議案第 8号 上天草市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について
- 9. 議案第 9号 上天草市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 10. 議案第10号 上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 11. 議案第16号 上天草市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及 び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定め る条例の制定について
- 12. 議案第23号 平成19年度上天草市一般会計補正予算(第3号)
- 13. 議案第29号 平成19年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算(第3号)
- 14. 議案第32号 平成20年度上天草市一般会計予算
- 15. 議案第39号 平成20年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計予算
- 16. 議案第42号 平成20年度上天草市地域開発事業特別会計予算
- 17. 議案第46号 天草広域連合の処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 18. 議案第47号 あらたに生じた土地の確認について
- 19. 議案第48号 字の区域の変更について

- 20. 議案第49号 あらたに生じた土地の確認について
- 21. 議案第50号 字の区域の変更について
- 22. 議案第51号 湯島辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 23. 議案第52号 星平辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 24. 議案第53号 和解及び損害賠償の額の決定について
- 25. 陳情第11号 八代~天草航路存続に関する陳情書

#### 日程第 2 農林水産常任委員長報告

- 1. 議案第17号 上天草市農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例 の制定について
- 2. 議案第23号 平成19年度上天草市一般会計補正予算(第3号)
- 3. 議案第32号 平成20年度上天草市一般会計予算
- 4. 陳情第 7号 農業委員会の必置規制の堅持に関する要望

## 日程第 3 建設常任委員長報告

- 1. 議案第23号 平成19年度上天草市一般会計補正予算(第3号)
- 2. 議案第30号 平成19年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 3. 議案第32号 平成20年度上天草市一般会計予算
- 4. 議案第40号 平成20年度上天草市公共下水道事業特別会計予算
- 5. 議案第41号 平成20年度上天草市物揚場造成事業特別会計予算
- 6. 議案第54号 市道路線の認定について
- 7. 陳情第 4号 「道路整備財源の確保に関する意見書」議決の要請について
- 8. 陳情第 9号 「道路特定財源の暫定率堅持及び関連法案の年度内成立を求める 意見書・議決の採択」等について

#### 日程第 4 文教厚生常任委員長報告

- 1. 議案第11号 上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 2. 議案第12号 上天草市後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 3. 議案第13号 上天草市保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 4. 議案第14号 上天草市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 5. 議案第15号 上天草市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び上天草市浄化槽 に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 6. 議案第18号 上天草市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 7. 議案第19号 上天草市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 8. 議案第20号 上天草市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について
- 9. 議案第21号 上天草市立上天草総合病院職員の特殊勤務手当の支給に関する条

- 例を廃止する条例の制定について
- 10. 議案第22号 上天草市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 11. 議案第23号 平成19年度上天草市一般会計補正予算(第3号)
- 12. 議案第24号 平成19年度上天草市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)
- 13. 議案第25号 平成19年度上天草市老人保健医療特別会計補正予算(第2号)
- 14. 議案第26号 平成19年度上天草市診療所特別会計補正予算(第3号)
- 15. 議案第27号 平成19年度上天草市国民健康保険特別会計(直営診療施設勘定) 補正予算(第3号)
- 16. 議案第28号 平成19年度上天草市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 17. 議案第31号 平成19年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算(第2 号)
- 18. 議案第32号 平成20年度上天草市一般会計予算
- 19. 議案第33号 平成20年度上天草市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算
- 20. 議案第34号 平成20年度上天草市老人保健医療特別会計予算
- 21. 議案第35号 平成20年度上天草市診療所特別会計予算
- 22. 議案第36号 平成20年度上天草市国民健康保険特別会計(直営診療施設勘定)予算
- 23. 議案第37号 平成20年度上天草市介護保険特別会計予算
- 24. 議案第38号 平成20年度上天草市斎場特別会計予算
- 25. 議案第43号 平成20年度上天草市後期高齢者医療特別会計予算
- 26. 議案第44号 平成20年度上天草市水道事業会計予算
- 27. 議案第45号 平成20年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算
- 28. 陳情第 5号 要望書(障害児保育に関する要望)
- 日程第 5 議案第23号 平成19年度上天草市一般会計補正予算(第3号)
- 日程第 6 議案第32号 平成20年度上天草市一般会計予算
- 日程第 7 同意第 1号 上天草市職員懲戒審査委員会委員の任命につき同意を求めること について
- 日程第 8 発議第 2号 道路整備財源の確保に関する意見書の提出について
- 日程第 9 発議第 3号 道路特定財源の暫定率堅持及び関連法案の年度内成立を求める意 見書の提出について
- 日程第10 農業委員会の委員の推薦について
- 日程第11 委員会の閉会中の継続審査申し出について
- 追加日程第1 発議第 4号 上天草市議会議員条例の一部を改正する条例の制定について

2. 本日の出席議員は次のとおりである。(26名)

議長 渡辺 稔夫

髙橋 健 1番 2番 小西 涼司 3番 島田 光久 新宅 靖司 4番 5番 川口 望 6番 田中 万里 7番 塩田 真一 山口 安彦 8番 9番 北垣 潮 10番 東川 義勝 11番 園田 一博 12番 堀江 隆臣 13番 佐藤ユミ子 田中 豊八 14番 窪田 進市 15番 16番 津留 和子 17番 瀬﨑 秀輝 18番 寄口 大和 19番 桑原 千知 20番 渡辺 勝也 21番 田中 勝毅

山﨑 哲哉

24番 蕏塚 安親

 22番 藤川 勝久
 23番

 25番 須崎 正造

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市 長 川端 祐樹 収 入 役 本田 明男 育 長 教 鬼塚宗徳 総 務 部 長 川本 一夫 企画観光部長 石炭 芳邦 建 設 部 長 鬼塚 憲雄 健康福祉部長 川下 伸一 市民環境部長 福田 富雄 農林水産部長 永森 文彦 教 育 部 長 山下 秀幸 姫戸統括支所長 龍ヶ岳統括支所長 田中 義人 木下 文宣 水 道 長 鍬田 成朗 上天草総合病院事務長 松本 精史 局 財 政 課 長 永森 良一 総務 課 長 成田 好

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 村田一安 局長補 佐 村枝誠二

事 前方 正広

開会 午前10時00分

**〇議長(渡辺 稔夫君)** おはようございます。

これより会議を開きます。

会議に入ります前に議会運営委員会が開催されましたので、その報告を求めます。議会運営委員長。

○議会運営委員長(堀江 隆臣君) おはようございます。

本会議に先立ちまして議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について御報告を申し上げます。

検討事項は3件の追加議案の取り扱いで、追加議案の内容は市長提案の同意議案1件と議員発 議2件でございました。

この3議案について事務局長から提案理由の説明を受け、審議の結果、全員異議なく本会議へ 上程することに決定をいたしました。また、審議の方法について検討した結果、この3議案につ いてはすべて委員会への付託を省略し、本会議で審議、採決することに決定をいたしました。

なお、議員発議案件についてはこの後所管常任委員長から提案理由の報告があると存じます。 以上3件につき御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げ、委員長報告を終わります。よろ しくお願いいたします。

- **〇議長(渡辺 稔夫君)** 議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
- ○議長(渡辺 稔夫君) 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長報告のとおり決定しました。

本日の議事日程はお手元に配付してあるとおりであります。

ここで暫時休憩いたします。議員の皆さん、議員控え室のほうにお願いしたいと思います。

休憩 午前10時01分

#### 再開 午前10時24分

日程第1 総務常任委員長報告

**〇議長(渡辺 稔夫君)** 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第1、総務常任委員長報告。

先日の本会議におきまして総務常任委員会に付託いたしました議案第1号、上天草市行政組織 条例の一部を改正する条例の制定についてほか24件を議題といたします。

総務常任委員長より審査の経過並びに結果について報告を求めます。

総務常任委員長。

○総務常任委員長(園田 一博君) 総務常任委員長報告をさせていただきます。

さきの本会議において総務常任委員会に付託されました案件について、3月14日に委員会を

開き、全委員出席のもと現地踏査及び審査を行いましたので、その経過並びに結果について御報 告いたします。

まず、議案第1号、上天草市行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてですが、本件につきましては、本会議の質疑や一般質問でもありましたように多くの質疑や意見が出ました。 この案件につきましては、企業誘致業務及び漁港関連事務についての論議が主でありましたので、 それぞれの論点を分けて報告いたします。

まず、企業誘致関連についての委員会の審査内容ですが、委員からは、企業誘致課が今の企画 観光部の所管では機能しないのか、旧農林水産部に持ってきたのはなぜかとの質疑があり、総務 部長からは、今回の案では企業誘致課と商工観光課は業務的にはわかれているが、将来的には1 次産業と観光、企業誘致は一体となって業務を行ったほうがよいということで経済振興部の所属 とし、21年度に向けてさらに再編の協議を進めており、その経過の一環であるとの説明があり ました。

また、企業誘致課についてはあったほうがいいに決まっているが、これまでの答弁では目標、目的を持ってそれに向かっていくという意気込みや納得させる説明が足りないのではないかとの質疑があり、総務部長からは、課の設置後に先進地の研究をしながら誘致に対しての勉強をしていきたい、また現在は室として業務を行っているが、独立した課でないと権限もなく交渉も難しいので課を設置したいとの答弁がありました。また、委員からは、企業誘致を経済振興部に持ってくるのは農林水産業とタイアップして誘致活動を進めていきたいということかとの質疑があり、総務部長からはそのとおりであるとの答弁がありました。委員からは、経済振興のため企業誘致に力を入れるのはよいことで、早急に取り組むべき業務であるとの意見も多く出、これにつきましては各委員ともおおむね賛同できるとの意見でありました。

次に、漁港に関する事務の移管関係についてですが、委員からはまず、漁港の事務を建設部としたとき、漁民との交渉などの漁港の管理の管轄はどうなるのかとの質疑があり、総務部長からは管理部門も当然建設部になるとの説明がありました。また、水産振興について県や国に事業計画を出す場合、建設課と農林水産課でともに書類をつくっていくのかとの質疑があり、総務部長からは、しばらくは共同作業になるとの説明がありました。

また、この再編案の提出がなぜ今なのかとの質疑があり、総務部長からは、技術部門の職員が 今後不足すると考えられ、ハード部門をできるだけ統括し、技術を交流、向上させ、業者等と対 等に対応できるよう職員を育てたいとの目的からできるだけ早く取り組みたいと考え、今回の提 案となったとの説明がありました。委員からは、技術者の不足が理由であるならば、それでは農 道や農地整備の部分はどうするのか、職員の技術は勉強してカバーできるのではないか、もう少 し検討する必要があるのではないかとの意見もありました。

また、現在の職員の技術者の数と、業者やコンサルと対等に対応できる能力がある者がいるのかを尋ねる質疑もありましたので、総務部長からは、現在、市全体で35人ほど技術職員がおり、 土木や建築の資格を有する者もいるが、業者と対等に対応できる能力を持つ職員は50代以降の 職員でわずかであると考え、そのためコンサルの図面の精査に懸念もあるし、現場の業者の質問に即座に答えられなかったケースも相当あり、コンサルに任せきりではなく、軽微な工事に関しては、自前で設計から現場管理までできるように技術者を育てたいのでハード部門を統一したいとの答弁がありました。

また委員からは、漁港の事務を建設部に移すことでの市民への影響調査はしたのかとの質疑がありました。総務部長からは、漁港に関しては、市民は港湾と漁港を区別して使っておらず、統合によって窓口が一本化されサービスは向上すると考えており、支障は来さないと思っているとの答弁がありました。委員からはさらに、支障はないと言うが実際に漁業者が相談に来た場合、農林水産課に行って建設課に行かなければならないなどたらいまわしになる可能性が十分ある。庁舎が一つならまだいいが、2庁舎制のもとでは漁業者へのサービス低下が危惧されるとの意見がありました。これにつきましては、ほかの委員から、漁業者は漁港や港湾と区別せずに使用しているのが実情で、建設だ農水だと分けずにまとめて構わないのではないかとの意見もありました。

また委員からは、この再編について各課での協議内容や経過についての質疑があり、素案は行革で作成し、関係課で協議を進めてきた。本会議での答弁であったように、農林水産部では可能、建設部では港湾と漁港は法的に違うとの意見はあり、すべての意見が一致したわけではなかった。しかし最終的にはできないことはないという結論に達し、今回提案したとの説明がありました。

委員からは、再編の目的の一つとして、農林水産課から漁港部門を切り離し、今までできなかった農林水産業の活性化策を一歩踏み出して進めようとする気持ちではないのかとの質疑があり、総務部長からは、農林水産課を経済振興部の中に取り入れることも含め、ソフト部門を充実させたいがため漁港をあえて切り離したいとの答弁がありました。委員からは、現在も漁業者の所得向上につながるような事業は少ないと思われ、ハード部門を統括し、ソフト部門を充実させることには大賛成であるとの意見もありました。

委員からは、農林水産部を経済振興部に変更しても中身は変わらない、農業、漁業それぞれの振興業務は変わらず行っていくとの説明があったが、漁業振興に関しては漁港を切り離すことでどうしても後退していくことが否めないとの意見があり、執行部からは、経済振興部になったからといって市の基幹産業が農業と水産業だという認識は変わらない。農林、水産業も含め産業の振興を図り、経済の振興につなげ、いっそう力を入れたいとの説明が何度もありました。

また、全体的なことに関しましては、委員から、議案の審査前に既に職員の異動内示も出ており、どうしてこのような重要な案件をもっと前に議会に説明なり協議なりできなかったのかとの意見があり、執行部からは、職員の異動内示に関しては、従来から約1カ月前に内示するとの取り決めがあったことと、また情報化社会の中、サーバー等の移設で少なくとも3週間の猶予が必要ということで、議案の議決前ではあるがこれまでどおり内示を行った。また、あくまで案であって、この議案が可決された場合の内示であるとの説明がありました。また、この再編計画の協議を始めた時期に市と議会と一緒に勉強したり、市民の意見を聞いて進めていったほうがよかっ

たのではないか、議会としては、この再編が市民にどう影響するのか検討する時間もあまりにも 短すぎると意見もありました。総務部長からは、市民に対してはこの議案が議決されましたら十 分納得いただけるよう説明責任を果たしていきたいとの説明があり、また、事前の説明が足りな かったということについては、議会に対してどこまでをどういう形で協議していっていいのかわ からなかったので今回はこのような形になってしまった。配慮が足りなかったのは十分に反省し、 今後は議長及び事務局と協議しながら相談すべきところは相談していきたいとのお詫びがありま した。また、この提案の時期については、逆の意見として、地方と都市の格差はどんどん広がっ ており、いいことをやるのなら前倒ししてでもやるべきであり、早い提案でも一向に構わないと の委員の意見もありましたし、議会軽視ではないかという意見に対しましては、執行部も市民等 の意見も聞きながら検討した上で議会に提案しており、議会は執行部の案を議論して可否を決す るのであって、議会軽視には当たらないと思うとの意見もありました。

本件につきましては、このような激論が交わされましたが、最終的に市民のサービス向上につながるかどうかを判断しなければならないのだが、このままでは市民に対して自信を持って説明できないとのことから、企業誘致は急がなければならないのは確かであるが漁港と水産振興は一体であるべきとの委員から、第2条建設部の分掌事務に、10、漁港に関することを加える部分を削除する修正案が提案されました。

委員会では、この修正案と原案の可否について諮った結果、修正案に賛成する委員と原案に賛成する委員が同数でありましたので、委員長裁決を行い、その結果、本件につきましては修正可決することに決定いたしました。

次に、議案第2号、上天草市市長等の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、委員からはまず削減の期間と効果についての質疑があり、担当課長からは、期間は来年の6月までで、効果額は現在の5%の場合で3,000万円弱、今回の改正を含めると7,000万円を超えるとの説明がありました。また、この削減に対して職員からの意見は十分聞いたのかとの質疑があり、何回となく職員組合でも協議され、市執行部との話し合いの上、了解をいただいた結果であるとの説明がありました。委員からは、職員の職務意識の低下を招かないよう配慮していただきたいとの意見や、人件費カットは最後の手段であり、それ以前の内部努力を進めてほしいとの要望がありました。

主にこのような議論を重ね、慎重に審査しました結果、本件につきましては異議なく原案のと おり可決することに決定いたしました。

次に、議案第3号、上天草市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、本件につきましては、担当課長に改正内容の大まかな補足説明を求めました。説明によると、育児休業できる範囲が広げられたり自己啓発休業が定められたりと地方公務員に関する法律が一部改正され、仕事と育児等の環境を整備するための改正であるとのことです。

説明を聞いた上慎重に審査しました結果、本件につきましては異議なく原案のとおり可決する ことに決定いたしました。 次に、議案第4号、上天草市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、本件につきましては、委員からこの条例の適用は嘱託職員や臨時職員は該当しないのかとの質疑があり、担当課長からは、この条例はあくまで職員に対して適用する条例であるとの説明でありました。

主に以上のような審査を行いました結果、本件につきましては異議なく原案のとおり可決する ことに決定いたしました。

次に、議案第5号、上天草市一般職の職員の給与の種類及び基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてですが、本件につきましては、部長級であった姫戸及び龍ヶ岳の統括支所長を課長級とする改正なのかと確認する質疑がありましたので、担当課長からは、4月から支所長は課長級とする改正であるとの答弁がありました。

本件につきましては、その他慎重に審査しました結果、異議なく原案のとおり可決することに 決定いたしました。

次に、議案第6号、上天草市技能労務職の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する 条例の制定についてですが、慎重に審査しました結果、本件につきましても異議なく原案のとお り可決することに決定いたしました。

次に、議案第7号、上天草市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、本件につきましては、今の現状はどうなのかとの質疑があり、担当課長からは、今回改正を提案している特殊勤務手当は生活保護のケースワーカーに対して支給される手当で、現在は月額で支給しているが、これを実際に相談業務として実働したときに支給すべきとして改正するものであって、実際の業務が1カ月に10日から15日程度なので金額的にはそう変わらないとの説明がありました。

このような審査を経ました結果、本件につきましても異議なく原案のとおり可決することに決 定いたしました。

次に、議案第8号、上天草市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定についてですが、本件につきましては、委員から履修機関が大学等となっているが、各種学校や専門学校は含まれるのかとの質疑がありましたが、担当課長からは、法に該当する学校ならよく、外国もいいとの説明でありました。また、今回の条例は東京財団に4月から派遣する職員も該当するのかとの質疑がありましたが、担当課長からは、今回の派遣はこれには該当せず別のものとの説明がありました。また、任命権者の承認の範囲や内容についてその判断基準を尋ねる質疑があり、担当課長からは、やはりだれでもといいというわけにはいかず、この人物ならその経験が生かされるという場合に限りたいとの答弁がありました。委員からは、判断基準とともに、勉強したのに配属先が全く関係ないところにならないよう、職員の能力が十分発揮できるよう注意してほしいとの意見がありました。

また、研修中の給与についての質疑があり、担当課長の説明では、研修中の給与は支給されないが、帰ってきたときは研修の期間中は在籍していたものとして給与は計算するとのことであり

ました。

本件につきましては、以上のとおり審査しました結果、全員異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第9号、上天草市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてですが、本件につきましては、慎重に審査しました結果、異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第10号、上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてですが、慎重に審査しました結果、本件につきましても異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第16号、上天草市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性 化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定についてですが、本件に つきましては、この条例の内容についてまず担当課長に補足説明を求めました。担当課長からは、 既存工場等の増設や今後の企業誘致に対しての優遇策を定めるもので、工場で9平方メートル以 上、生産施設で30平方メートル以上の場合、現在はその敷地に対して20%緑地を確保する必 要があるが、この条例を定めることにより15%となり、また、環境施設面積も25%から20% と5%緩和されるとの説明で、この条例の中の地番は指定の地域7カ所を示しており、附則につ いては昭和49年6月以前に建てられた工場等については、記載してある計算式で緑地面積等を 求めるとのことで、この条例により緑地等の条件が緩和され、企業誘致がしやすくなると考えら れるとの説明がありました。

委員からは、この区域の範囲について、現在の誘致企業の敷地を限定してあるのだろうが、ここが緩和されることによって、既存の企業がどのような動きをするのか予測されることがあるかとの質疑がありましたが、指定の部分は全部が誘致企業の部分ではなく、市有地でも面積が広く、将来誘致が見込めるところも指定してあるとの担当課長の答弁でありましたので、ではその指定してある区域はどこなのかとの質疑が続けてありました。担当課長からは、既存の誘致企業は2社分であり、指定している区域は大矢野では京ノ島、池の迫周辺、満越地区、松島では樋合地区、前島地区、合津港一帯、今泉の誘致企業分、龍ヶ岳の大道を指定しているとの説明でありました。本件につきましては、以上のような審査を経ました結果、全員異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第23号、平成19年度上天草市一般会計補正予算第3号の所管部門についてですが、委員からは、補正されている退職手当債は何名分なのかとの質疑があり、担当課長からは、当初予定していた21人の定年退職に加え、7人の勧奨退職者がふえたためと、退職者の給与の確定で若干の増があり、その不足分としてお願いしているとの説明がありました。また、本会議での質疑でもありましたが、入湯税の減額要因について、入り込み観光客が減ったということなので抜本的な対策をお願いしたいとの要望がありました。

本件につきましては、以上のような審査を踏まえ慎重に審査しました結果、異議なく原案のと

おり可決することに決定いたしました。

次に、議案第29号、平成19年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算第3号についてですが、本件につきましては、以前本会議でありましたことを踏まえ、委員から、収益が伸びない中で老朽箇所の補修等をどう考えるのか、将来的な考えについての質疑がありました。担当課長からは、補修をお願いしているところだが、財政も厳しく手がつけられないでいる。今回補正で上げているように基金への積み立てを行っていき、それで対応したいとの答弁がありました。また委員からは、改修に当たってはできるだけ市の財源を使わなくていいよう補助事業等がないものか検討していただきたいとの意見もあり、担当課長からも、今までのところそういう補助はないようだがさらに調査検討したいとの答弁がありました。

本件につきましては、以上のような審査の結果、異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第32号、平成20年度上天草市一般会計予算の所管部門についてですが、委員会ではまず、歳入では固定資産税が増収となっているが、今回雑種地について見直しをするとの説明が本会議であったが、雑種地の定義として税務課はどう捉えているのか、どのような評価をするのかとの質疑がありました。担当課長からは、雑種地とは宅地、田畑、山林あたりに属しない土地と思っている。評価については、現在のところ合併前旧4町で取り扱いがばらばらとの説明であったので、委員から、地目は23地目あるが、それに入らないから雑種地であるとは思わない。雑種地というのは駐車場であったり資材置き場であったり、その使用目的で決まっており、何でもかんでも雑種地というのはおかしくないか。また、現在納税課を設置し滞納対策を強化している中で課税が不公平になってはいけない。きちんと基準を定めて見直ししていかないと全体の公平性を保つことはできないのではないかとただしました。担当課長からは、そういう雑種地評価の基準づくりをまずして見直しに取りかかりたいとの答弁がありました。なお、現在市内には3,700筆ほどの雑種地があり、一度に見直すことは無理なので、20年度は大矢野の国道沿線を見直し、21年度の評価がえに向けて準備したいとの説明がありました。答弁を受け、委員からは、例えば駐車場は宅地の何%にするとか明確な基準設定をお願いするとの要望がありました。

次に歳出ですが、まず総務費では、徴税費に計上がある宅地評価業務委託料について、その進め方を尋ねる質疑がありました。担当課長からは、平成21年度の評価がえに向けて取り組んでいるが、現在、標準地方式で評価の基準をつくっているが、それを路線価方式に似た道路価地域価というものを設定して評価したいと考えており、予算の部分は大矢野地区の371筆分であるとの説明で、補足として、松島は既にその評価は済んでおり、姫戸、龍ヶ岳地区は21年度に予定しているとのことでありました。委員からは、売買の実勢価格も参考にされるのか、21年度の評価がえでは固定資産税は上がるのかとの質疑があり、担当課長からは、実勢価格も基準の要件としては入り、全体的には少し下がるのではないかと見込んでいるとの答弁がありました。

また、住民自治活動交付金について、自治活動の低下が懸念されるので、その基準と今後の見

通しを尋ねる質疑がありました。担当課長からは、交付の基準は1世帯当たり1,500円、防犯灯1基当たり一月220円、集会所の形態に応じ段階的に施設維持費を補助、自主防災組織があれば1万5,000円を加算するとの説明で、19年度から本年度、21年度までで総額1,000万円を減額していく計画との説明がありました。

また、消防費の非常備消防費について約600万円の減額があっていることに対し、報酬の減も考えているのかとの質疑がありました。担当課長からは、今回は消防団員数の減少と施設整備関係で補助金を見直しており、基本的な考えとしては報酬は減額すべきではなく、その他の部分で節減できるようお願いしているとの答弁がありました。医院からは、消防団はボランティア色も強く、報酬まで減額となると消防団員の確保が難しくなるのでその辺は維持していただきたいとの要望がありました。また、消防費では龍ヶ岳庁舎のデジタル操作卓関係の予算について、これを設置すればアナログの戸別受信機でも対応できるのかとの質疑があり、担当課長からは、龍ヶ岳地区は現在は操作卓も戸別受信機もアナログだけだが、これでも耐用年数の関係で年間300万円ほど修理のための交換費用を要しており、この操作卓を設置することで随時デジタル受信機に交換していくことができ、数年後のデジタル化に向け、整備費用が少なくて済むとの説明がありました。

次に企画費では、13地区のまちづくり事業についての現状と予算配分について質疑がありました。担当課長からは、維和、阿村、大道、中、今津地区については事業に着手しており、ほぼ事業計画ができているところが登立、教良木。その他の地区はまだ事業計画ができていないが、この事業は平成21年度までの事業であるので、20年度中にはこれらの地区も事業計画が上がってくると思っているとの説明もありました。予算については、計画が上がっておらず全容が見えていないところについては、今回は予算化していないとの説明がありました。

また、10の重点プロジェクトの予算がなくなっていることについての質疑があり、担当課長からは、活動は今後も継続していくが予算については各担当課が予算化し、責任を持って進めていただくとの説明がありました。委員からは、では事業内容の変更はあるのかとの質疑があり、内容もそのまま継続するとの担当課長の答弁がありました。

また、天草八代架橋建設促進民間期成会補助金に絡んでの活動内容や県の方向性などについての質疑があり、担当課長からは、期成会に対して聞き取り調査を行った結果、活動内容は自分たちの活動を広めていきたいとのことで、今年度は、平成19年度までの県のアクセス調査や住民意向調査の結果を見て有効な結果が出た場合、署名活動をしていきたいとの調査結果の説明がありました。県の方向性としては、まず熊本天草幹線道路、次に3県架橋が大きな事業としてあり、それ以降の位置づけと認識しているとの答弁がありました。

また、電子計算費では、パソコンのリース料について、学校関係ではリース料の見直しにより 削減されていたがこの見直しはできないかとの質疑があり、担当課長からは、リースは大体5年 契約となっており、契約更新時に安くなっているように随時見直しをしており、今年度も少しは 安くなっているとの説明がありました。 次に商工費では、今回設置が予定されている企業誘致課の予算が見えないということで、関連 予算の説明を委員が求めました。担当課長からは、商工振興費の中に旅費465万3,000円を初めと する615万1,000円を計上しているとのことで、各節ごとに説明がありました。

また、観光協会への補助金が大幅に削減されているが各団体からの苦情等はなかったかとの質疑があり、担当課長からは、問い合わせがあったので担当課から出向き説明の上、了解をいただいたとの説明がありました。また、これについては前回の議会でありました補助の基準は定めたのかとの質疑があり、担当課長からは、会員割で30%、会費割で20%、以下、宿泊者数割や事務所割などで基準を定めたとの説明がありました。

また、スパ・タラソ天草の施設維持管理委託料について、観光費ですべて上げているが福祉部門でも負担すべきではないかとの質疑がありましたが、担当課長からは、事業は福祉関連でも行っているが今のところそういう計画はないとの説明でありました。

本件につきましては、主に以上のような論議を踏まえ慎重に審査いたしました結果、全員異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第39号、平成20年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計予算についてですが、まず委員から、平成19年度予算では1,200万円の基金積み立てを行っているが20年度はないのかとの質疑があり、担当課長からは、19年度はこれまでの繰越金を基金を制定して積み立てたものであり、20年度は単年度でもし余剰分が出れば補正後に積み立てたいとの説明がありました。また、委員からは、アテンダントの雇用形態、各節の内容について質疑があり、担当課長からは、詳しい説明がありました。また委員からは今後の運営方針についての質疑があり、担当課長からは、ある程度目安が立つまでは直営で、その後は指定管理者制度の導入などを検討したいとの説明があり、総務部長からも、指定管理者導入のリストには入っているが時期は未定、売却等は今のところ考えていないとの答弁がありました。委員からは、こういう施設でも民間に対しては補助がある場合もあるので検討をお願いしたいとの意見もありました。

本件につきましては、以上のような審査の結果、異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第42号、平成20年度上天草市地域開発事業特別会計予算についてですが、本件につきましては、事業の終了時期についての質疑がありました。担当課長からは、平成20年度で終了するとの説明があり、慎重に審査しました結果、全員異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第46号、天草広域連合の処理する事務の変更及び規約の一部変更についてですが、 本件につきましては慎重に審査しました結果、全員異議なく原案のとおり可決することに決定い たしました。

次に、議案第47号、あらたに生じた土地の確認についてですが、本件につきましては、現地 踏査の結果も踏まえ慎重に審議しました結果、全員異議なく原案のとおり可決することに決定い たしました。 次に、議案第48号、字の区域の変更についてですが、本件につきましては議案第47号に付 随する案件でありますので、全員異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第49号、あらたに生じた土地の確認についてですが、本件につきましても、現地 踏査での状況も踏まえ慎重に審査しました結果、全員異議なく原案のとおり可決することに決定 いたしました。

次に、議案第50号、字の区域の変更についてですが、本件につきましては議案第49号に付随する案件でもありますので、全員異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第51号、湯島辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてですが、委員からは、この計画は前回の議会で出た膜ろ過事業についての事業費なのかとの質疑がありましたので、水道局長からは、漏水管の布設がえについての整備計画であり、膜ろ過事業とは関係がないとの説明がありました。本件につきましては、そのほか慎重に審査しました結果、全員異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第52号、星平辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてですが、委員から、事業費の年度ごとの内訳と完成見込みを尋ねましたが、財政課のほうでは財源の計画は把握しているが事業完成年度等は把握していないとの説明でありました。

本件につきましても、そのほか慎重に審査しました結果、異議なく原案のとおり可決すること に決定いたしました。

次に、議案第53号、和解及び損害賠償の額の決定についてですが、委員からはまず、売却代金と賠償の内容について尋ねました。総務部長からは、売却代金は84万1,051円で、賠償の内容は、平成19年3月に競争入札で落札した公用車を落札業者が同年の9月にオークションで売却しようとしたところ、車体番号の刻印が腐蝕等で確認できず売却できなかったため、この車体番号を打ち直すための費用6万円と、車体番号打ち直しによって車両価値が下がった分の差額を補償するとして提案したとの説明がありました。委員からは、車体番号が確認できなければ盗難車や事両価値が下がるのかとの質疑があり、総務部長からは、車体番号が確認できなければ盗難車や事故車扱いとなり価格が下がるとの説明があり、価格についても他の2業者から見積もりを取り判断したとの説明があり、問い合わせがあった千葉の陸運局にも、公用車のワンオーナーである証明を市から発行してもいいと申し出たが拒否されたとの経緯説明も担当課長からありました。

委員からは、一般競争入札に応札された結果であるのに落札後のことまで市が補償しなければならないのか、応札時に応札者が車両の状態は確認すべき事項ではないのか、契約書の内容はどうなっているのかとの質疑がありました。契約内容については、担当課長から瑕疵担保の条項について説明があり、契約書によると、契約相手方はこの契約締結後において売買物品に数量の不足その他隠れた瑕疵があることを発見したとしても、代金の減額もしくは損害賠償の請求、またはこの契約を解除することはできないということはうたってあるとの説明でした。ただ、こういう問題の対応が初めてであったので市の顧問弁護士に相談したところ、相手方も相当の被害をこうむっているのは事実であり、相手方としては初年度の登録が平成12年度であったので車体番

号は当然確認できるものとして落札したのではないかと思われること、また職権打刻が行われるのは、通常盗難などにより車体番号が改ざんされたときやフレームの交換などを行ったときに限られ、それ以外で職権打刻を行った場合は車両価値が大幅に下落するということ、市側も売却に際して車体番号の確認などが不十分であったのではないかということがあり、和解に至ったとの説明がありました。

委員からは、では弁護士はその契約書の内容についてはどのような見解を持っているのかとの質疑がありましたが、担当課長からは、契約書には他に売買物品の引き渡しとして、市は売買物件の名義変更等の手続が完了したことを確認した後速やかにその売買物品を相手方に引き渡すものとなっているのを、名義変更の確認をしないまま相手方に引き渡した瑕疵も市にあったとの説明が加えてありました。

また、委員からは、この和解内容は裁判や調停によって金額が決まったのかとの質疑がありました。総務部長からは、裁判はやっていないし、調停とか法的な和解ではなく、車体番号を打ち直した後の価格を調査した上で協議した金額での和解であるとの説明がありました。委員からは、法的な和解でないのなら金額の大小ではなく、きちんと裁判や調停をしてから判断すべきではないのか、そうでないなら契約を解除して車両を引き取るべきではないのかとの意見や、契約の相手方がたまたま市だったから補償を請求する、補償するということはこれはできないのではないか、これを和解することによってまた別の問題が生じはしないかとの意見がありました。総務部長からは、確かに法的な和解ではないが、市側も確認義務を怠った、契約の相手方も契約書にあるように損害賠償は求めない条項があるのは理解しており、双方が歩み寄った上での和解であり、相談した弁護士の見解としても双方に過失があったと理解し、この金額は妥当ではないかと判断されているとの答弁がありました。委員からは、弁護士の判断材料となった証明書はあるのかとの質疑もあり、総務部長からは、証明書はないが弁護士とのやりとりの文書はあり、その中に相手方の損害を30万円と認定し、市がそれを補償するのは妥当な判断だと考えるとの文面はあるとの説明でした。

以上のような論議を重ねましたが、委員会では、市が故意に隠して売却したなら当然損害賠償も考えられるが、きちんとした契約書もある中で引き渡しした以上、市に瑕疵はないと思う。また、弁護士を通して30万円が妥当であるとの判断だが果たして市民にそれで理解していただけるのか疑問もある。しかし、双方注意が足りなかったということで歩み寄った和解でもあるので、今後このようなことがないよう事務を進めていただくようお願いして、今回に限り、本件については異議なく原案のとおり可決するものとして決定しました。このことについては、執行部からも、今後市有財産を売却する場合はきちんと売れる物件であるかどうか確認して進めたいとの答弁もありました。

次に、昨年9月より継続審査となっておりました陳情第11号、八代天草航路存続に関する陳 情書についてですが、本件につきましては、11月に陳情者に依頼していた航路の水深などに関 する資料も提出され、委員よりいつまでも継続審査としておくわけにはいかない、採択すること で八代市のほうも動きが出てくると思われるので陳情者の願いがかなうよう採択してはどうかと の意見が出され、全委員その趣旨に賛同し、採択することで決定いたしました。

以上が総務常任委員会で審査した内容と結果でございますが、よろしく御賛同くださいますようお願い申し上げます。

なお、総務常任委員会として閉会中の継続審査、調査の申し出をすることを決定いたしました ことを御報告申し上げ、委員長報告を終わらせていただきます。よろしく御賛同お願いします。

- **〇議長(渡辺 稔夫君)** ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。 22番、藤川君。
- **〇22番(藤川 勝久君)** ただいま委員長報告の中で疑問点が何点かありますので、まずそれをお聞きしたいと思います。

まず1点目。漁業者へのサービス低下があるという指摘がありますが、どのようなサービス低下があるのか、そして私の意見として、例えば漁民の暮らしが変わる、漁獲量が変わる、また漁業の収入が変わるとか、漁民の生活が一変するとか、漁民にとってそういう大きな問題であるということであります。これが第1点。

第2点は、漁民は漁港に関してどの程度庁舎を訪れ、相談や手続が行われるか検証をされたか。 2庁舎問題を取り上げるほどに頻繁にその漁民が足を運ばれているかという点であります。2庁 舎問題を取り上げる前に、漁民は庁舎に相談や手続はほとんど今までないと私は理解しておりま す。今回の組織編成にしても、漁民の生活は影響を受けないのではなかろうかと私は思うわけで あります。

第3点。大矢野町の漁民を規準とした考えであって、これを他3町の漁民の立場を無視し、強引な論議の仕方ではないかというものであります。漁民は3町、ほかにもいるわけであります。 一方的な考えで考慮が足りないのではなかろうかと私は思うわけであります。

第4点。漁港の問題は漁民だけではなく、建設会社やコンサルとの折衝が多いのではなかろうかと。その観点から論議をされたか。私の意見としては、建設会社などとの折衝が多いなら建設会社に属したほうが行政運営上効率がいいのではなかろうかということであります。

その4点に対しましてどのような論議をされたかということをお聞きしたいと思います。

- 〇議長(渡辺 稔夫君) 総務委員長。
- ○総務常任委員長(園田 一博君) まず、一遍に言われましたのでちょっとまた後でお聞きしますけれども、第1点について、漁民がサービスの低下が危惧されるということについてですが、これは一般質問でもあったし、委員会審議でもありましたけれども、大矢野とか姫戸の例が出されましたけれども、その当時は建設課と農水課が同じフロアにあり、それは分けてもちょっと話せば聞こえるところであり、業務は漁港でも建設でも、どちらでしても同じだということでありましたが、漁業者のサービス低下、要はどのくらい漁業者が相談に来るかということですが、これは議員の皆さんが御存じのとおり、やはり漁業者も来られますけれども、ほとんど議員や何かにこれはどうなっているかと、いろんな相談があるわけであります。そういうことで、結局は漁

民の代表者やあるいは議員が相談を受けて相談に行くわけでございますけれども、先ほどの2庁舎制、あるいは今言いましたとおり、前のときは同じフロアにあったということで、建設のほうにも、あるいは農林課のほうにも、いわばソフトとハードについての相談が物すごくしやすかった。これが現在の状況では非常にややこしくなる。ソフト部門では農林課、ハードの部門は建設課のほうに行く、いわばソフトとハードというのはやはり一緒にやって初めて振興策というのはできるものと思われます。そういうことで、ほかの委員の方からの説明もそうだったと私も思います。

そういうことで、ではそのソフトとハードを分けた場合のメリットは何なのか。そのメリットよりもそういうデメリットのほうが大きいということで、私たちは判断した次第であります。 次、2番目を言ってください、済みません。

- ○議長(渡辺 稔夫君) 22番、藤川君。(「いや、済みません、それならいいです」と呼ぶ 者あり)
- **〇22番(藤川 勝久君)** それなら一つずつに片づけていきます。そういう説明でありますが、では漁民の本当に暮らしは変わるかと、これを、組織がえをした場合にですね。そういうことがあるのかと私は理解をするわけです。そこらあたりは本当に漁民の生活がこのことによって漁獲量が、さっき言いましたように減ったり、収入源が減ったり、本当に漁協の、漁民の皆さんの生活がこのことによって一変するかということであります。私はそういうことはないと理解をするわけであります。この意見はやはり、そこらあたりは委員長はどのようにお考えですか。
- 〇議長(渡辺 稔夫君) 総務委員長。
- ○総務常任委員長(園田 一博君) その件につきましては、委員からも意見がいろいろありましたけれども、今私は、逆に藤川議員のほうに、そうした場合漁業者が全然迷惑をこうむらない、そういう意見がどこにあるのか。我々としてはソフトとハードを分けた、このことについて漁民に説明責任がつかない。ですからこういう大きな組織再編についてはもっと時間をかけてゆっくりと審議すべきではないのか。言わば今議員がおっしゃられるように、我々委員としても漁業者にそういう意見を聞いてまわる調査時間も少ない。そういうことで説明責任をこの時点では負えないと。そういう意見であったと思います。
- **〇議長(渡辺 稔夫君)** 22番、藤川君。
- **〇22番(藤川 勝久君)** 私、今まで組織がえとかいろいろ議員の中でありました。その中で、いろいろな問題が出てきましたが、私どもはその組織がえ、庁舎のことに対しまして、執行部に対してその意見は今までそういう話は聞いたことはございません。これを前もって組織がえをする場合、議会に相談をしながらしていくべきということもあっております。しかしそれは議会と執行部が前もって相談をすることは、談合、いろいろな問題で、市民にそういう相談事で市政を運営するということは、私はいかがなものかと理解をするわけであります。そこらあたりも考えて、本当に意見の中で対立をするわけでありますが、そういう観点からしますと、私はおかしいという気がしてならないわけです。それは今委員長が言ったとおり、ごもっともな点もあろうか

と思います。しかしそれを前もって相談をしなければできないということ自体が私はおかしいという気がしてならないわけですが、そういう前例が今までにあったんですか。執行部にお聞きをします。

- 〇議長(渡辺 稔夫君) 総務部長。
- **〇総務部長(川本 一夫君)** 前例につきましては、私は今のところ把握しておりません。
- **〇議長(渡辺 稔夫君)** 22番、藤川君。
- **○22番(藤川 勝久君)** だから私はもう少し、議会軽視とかいうことではなくて、やはりその中で相談することは相談するべきだったということも私も理解をしますが、そういう中でこの実情で、質問の中で議員から、きょう今説明を聞いておりますと、議会軽視ということは甚だしいと私は理解をするわけであります。これは今まで私が21年いた中で、そういう話し合いは私も1回も聞いておりません。それを今回なぜ議会軽視という言葉を使われて発言をされているかということに対して私は疑問を持つものであります。そのあたりは委員長、どうですか。
- 〇議長(渡辺 稔夫君) 総務委員長。
- ○総務常任委員長(園田 一博君) 私は委員会でも審議の内容がそういうことで、こういう短い期間でこういう、この組織再編というのは大変大きな問題なんです。そこが今藤川議員と私の意見が食い違うところですが、こういう組織をかえるということは、思いつきでやるべきではなく、いわばこの組織の最終的な組織をどう持っていって行財政改革をするのか。そういうことがつねに合併時点で、合併したときはこれは組織が大きいですから暫定の組織でありましたけれども、17年度において言わば4町の職員並びに民間を入れてそういう検討委員会というのをつくって、答申をされているわけです。そういう中の中身も検証しながら組織再編はやっていくのが通常だと私は思います。そういうことで、私は委員会では長くなりますので、あえて一般質問で聞いたわけでございますけれども、こういうことが委員会でも、それでは21年度、来年度の企画観光部をなくすのが最終案なのかと聞きましたら、いや、最終ということではない。ですから最終案がまだ決まっていないのに、ではなぜあえてこれを急いでするべきなのか。そこが私たちはわからないわけです。

このことを市民に聞かれた場合、我々も調査、そういう意見を聞く時間が足りないので、これ はちょっと待ってくれと。これが総務委員会の採決に至ったことだと私は思います。

- **〇議長(渡辺 稔夫君)** 22番、藤川君。
- **〇22番(藤川 勝久君)** あと1回いいですか。

今説明を聞いておりますが、しかしながら執行部は職員約400名いる中で、職員とも話し、また課内会議の中でも課長とも3回ぐらいと聞いております。部会の中で部長ともその中で3回話し、大多数の皆さんがこれに賛同したということであります。しかし執行部の中にも、約400名の職員がいるわけでありますが、4カ月もかけてそのことをやってきて、そして提案をされております。やはり職員の中にもそれはいろいろおられると思います。その大多数の意見を尊重して提案されている中で、やはりこれは行政改革を職員の皆さん方も一歩でも早くしてくださいと

いう願いではなかろうかと私は理解をしております。そういう観点からこの意見を言っておりま すので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

- 〇議長(渡辺 稔夫君) 総務委員長。
- ○総務常任委員長(園田 一博君) 確かに藤川議員の意見もわかります。私たちの意見はそこ にちょっと違うということなんです。私たちはこの組織再編の問題というのは、本来これは総務 委員会だけでできるような小さいことではないと私は判断するわけですけれども、ただ、本会議 で総務委員会に付託すると受けた以上は審議しなければなりませんが、その中で各委員もこうい う漁民の迷惑とか、あるいは喜んでいるとか、いい悪いの判断がこの期間では足りない。ですか らこれは待ってくださいと。本当はほかの件もそうなんですが、ただし企業誘致課というのは確 かに急いでつくられなければいけない。そして企業誘致課といえば市民にはどうしてもよそから 企業を連れてくるという感覚です。そういうのがありますけれども、今度の企業誘致課の業務に ついて聞いてみれば、地場産業の育成とか振興とか、いわば農林課とダブるようなこともあるし、 そしてまた現在には1年前、前島開発あたりの要望もあっていることであり、そういうことはと にかく地場産業の育成とか観光の振興については、こういうことは、いいことはなるだけ早くし なければならない。振興、企業誘致の準備室に2名の方が一生懸命頑張っておられるけれども、 なかなか前島開発についてだけで1年たっても進まないと。こういうことでは逆に民間の企業意 欲というのが落ちてくるのではないか。ですから企業誘致課をつくってそういう体制をつくって やることは非常にいいことだと私も思います。ただし、ほかの件については私はもうちょっと時 間をかけて職員の皆さん、あるいは民間を含めてこの上天草市の行政組織はどうあるべきかと、 これは慎重に十分論議した上に決めるべきだと。これが私の持論であります。そういうことで、 藤川議員のおっしゃることもわかるけれども、私の意見はそうであると。そこの意見の相違だと 私は思います。
- **〇議長(渡辺 稔夫君)** 22番、藤川君。
- **〇22番(藤川 勝久君)** それは相違の問題であります。私は企業誘致課は、それは先ほど委員長が言われたとおりということであります。私はこの漁港を建設課に持っていくときのメリット、デメリットを、それをさっきから言っているわけであります。どうもこれは見解の相違といえばしようがございません。私はそういう見解でありますので、これは一部修正には反対をいたしたいと思います。
- 〇議長(渡辺 稔夫君) ほかに質疑はありませんか。 20番、渡辺君。
- **○20番 (渡辺 勝也君)** 総務委員会の皆さんには長時間、6時近くまで審議をなされたということで、大変御苦労であったと敬意を表するところでございますが、その中で私の言わんとすることは、藤川議員が全部述べられてしまったというところがございますが、確かにおっしゃるように見解の相違もあるでしょう。解釈の違いもあるでしょう。しかし、我々議会が執行部ほどに行政の中身について明るいのかと。委員長の報告では漁民とか市民の方々に説明をしなければ

ならない、そのためには十分に審議をしなければならない。それはもっともな話なんです。しか し執行部も、藤川議員からもありましたように、3回も5回もやってきて改善、改革をするのに 悪いことはしないだろうと信じるわけです。いいことだからやろうではないかということであろ うかと思うわけなんです。しかし市民に対して説明をするとなったときに、我々がわからなけれ ば説明ができないという委員長の答弁がございましたが、それは提案をなされて、そして議決を 経て、その中から当然市民には説明をする義務と使命があると思うわけです。やはり藤川議員も おっしゃったように、過去に私も、ずっと議員をさせていただいておりますが、人事問題につい ても決して事前に話し合いがあるわけでもないし、またさっきおっしゃったようにそういうこと をすれば談合にもなりますし、そして、人事に議会が介入することは執行権の介入にもなるわけ です。そこらがあって、今回もその件について全く一緒なんだ、私も。決して同調してとか何と かではなくて、そういう意味合いから考えたときに悪いことを進めるのではないと自分なりにず っと解釈をしながら、いけないところはいけないでやはり説明しなければならないし、また後々 問題も出てきますが、そういうところはそういうところで改善をしなければなりませんが、修正 をするということについては、私も藤川議員と同様、異議を唱え、反対であります。というのは やはり、ならば執行部が今日まで協議を重ねてきたということは何だったのかということになる わけだからです。そこらを十分に皆さんの判断で、良識を持って判断をなさるだろうと思います が、そういうことで私もその件について反対でございます。

そしてもう一つ私がお尋ねしたいのは、この委員長の報告がありましたように、53号の損害 賠償。この件についてですが、もう当然総務委員会のほうでも十分になされてはおりますが、ど うも私はこの件については処理の仕方が、やはりこういうことでは総務委員会の皆さんの話を聞 けば、今回に限りということではございますが、果たして、ならばあってはなりませんけれども、 オンブズマンとか、あるいは市民からの監査請求とかしたときにどのような回答をなされるのか ということは、もう少し慎重にやっていただきたかったと。このことについてもやはり私は承認 するわけにはいかないわけなんです。大変執行部には申しわけないけれども、やはり是々非々で やるということになったときには、本来協力もしなければならないでしょうけれども、どうして も違法性であったり、またしてはならないことをしたときにはまた意見を言い、そして会し、チ ェック、批判をするのが議会だろうと思うわけなんです。かといって反対のための反対でという ことは、これは絶対許されることではないんです。そういう意味から、我々は市民の代弁者とし て、また執行部は市民の職務代行者として仰せつかってやっているということであれば、そこら はやはりけじめをして、明らかにしていかなければ、これは大変な問題を、物議をかもすし、ま た後日これに類似した問題が出たときに、前のはよかった、これに限りというもので片づけてい いのかということを私は疑問に思うわけなんです。総務委員長初め、総務委員会の皆さんは大変 御苦労なさったことは十分わかります。けれどもそういうところは指摘するところはして、改善 させるところはさせてやっていかないと、これこそまさに市民にどのように回答するのかと。ま さに委員長が一番心配しているそこなんです。どう説明をしますかといったとき、委員長はどの

ような説明をいたしますか。そこをちょっとお尋ねいたしたい。

- ○議長(渡辺 稔夫君) ここで各議員にお願いいたします。委員会審査の経過と結果についての質疑ですから、自己の意見等は極力避けていただくようお願いしたい。委員長報告に対する質疑に質問をお願いしたいと思いますので、委員長報告に対する質疑をお願いします。
- **〇20番(渡辺 勝也君)** そしてこれは報告のあったというから。
- 〇議長(渡辺 稔夫君) 委員長。
- **〇総務常任委員長(園田 一博君)** 一つだけいいですか。

渡辺議員の話もわかりますけれども、御存じのとおり、今おっしゃったこの件については相当な時間をかけて、そして執行部からもいろんな説明を受けて、そして質問、それはおかしいとおっしゃる議員の方の意見も十分に聞いて時間を腹いっぱいかけて、そしてみんなで判断した結果だと。ここに報告しましたように、執行部も今度の件についてはかなり反省をされていて、ですから今後このようなことのない、あってはならないからないようにしますということで、では今回に限りという結論に至ったと私は思っております。専門的なことは私たちはわかりません。ですから顧問弁護士あたりが何回か相談された上でのことだという執行部からの説明でしたから、それではそういう専門家がそういう判断なら、確かにこれは市にも責任があるんです。私たちも思います。それは委員からも出ましたけれども、落札された方にも契約書とかいろんなあれがある中で後で言うのはおかしいとか何とかありますけれども、両方に確かに瑕疵はあると思いますので、これは契約書の場合はどちらか一方悪かった場合にはそうですけれども、両方にあるというならもう話し合わなければできないのではないかと。専門家ではないけれども、詳しいことはわかりませんけれども、そういう判断であったろうと委員会の皆さんが長時間かけて、執行部も一生懸命弁解したり説明をされて、我々もそういうことかという結果でございます。

先ほどもう一点おっしゃられましたけれども、何と言うんですか、修正すべきではないと言われましたけれども、これは——。

○議長(渡辺 稔夫君) 総務委員長、いいですか。今の意見等、いろいろ流れをくんでいましたけれども、どうも討論に入っている感じがいたしますので、一応質疑をここで終わらせていただきまして、討論という形で賛成、反対の討論に入っていっていいですか。

ほかに質疑はありませんか。

「「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

**〇議長(渡辺 稔夫君)** 質疑がなければ、議案第23号及び議案第32号を除く議案について これより討論に入ります。

討論はありませんか。この中で質問、議論をお願いしたいと思います。 21番、田中君。

**O21番(田中 勝毅君)** 21番、田中です。

さっきの藤川議員の質問がありましたが、組織再編等、機構改革の質問の中で委員長の答弁が ありました。こういうことは思いつきでやるのではないという答弁のようでありましたが、今回 これまで改革をされる中で、藤川議員の質問の中でもありましたが、4カ月をかけて全職員ほとんどの職員が議論をし、そして課内会議も、そして課長会議あるいは部長会議等も何回か行われたと、3回ぐらい行われたということでございましたけれども、そういうことで議会軽視という言葉に入りますけれども、仮に議会軽視を理由に議案修正や否決を行うのであれば、議会は議案の内容を審議する本来の役割を放棄したと私自身解釈をしております。

そういうことで、議会は議案を審議する場であって、その審議は議案の内容をもってなされるべきで、議会軽視を理由とする議案の修正や議案の否決はあり得ないと思います。仮に議会軽視を理由に適切に審議しないのであれば、市政の停滞を招き、市民生活の衰退の責任は議会にあるのではないかと私は個人的に解釈をしております。そういうことで、大変申しわけありませんけれども、修正案可決については反対をさせていただきたいと思います。

- **〇議長(渡辺 稔夫君)** 討論はありませんか。
  - 6番、田中君。
- ○6番(田中 万里君) 6番、田中です。

今、反対討論がされておりますが、私は総務常任委員の一人として賛成討論を申し上げたいと 思います。

だめなんですか。反対があったから賛成を言っていいのではないのですか。違うんですか。

- **○議長(渡辺 稔夫君)** 賛成はいいと思いますけれども、反対は。
- ○6番(田中 万里君) 賛成討論だからいいのではないですか。
- ○議長(渡辺 稔夫君) 賛成ですか。討論ですから、質疑ではなく。討論はよろしいです。 討論、6番、田中君。
- **○6番(田中 万里君)** いや、何か、ちょっとお願いします。今、後ろのほうから、では反対 もしていいかという意見が出ましたが、では反対もしていいですか。反対がしていいなら反対討 論をすべて聞いた上で私は賛成討論というのをしたいのですが。
- **○議長(渡辺 稔夫君)** 反対、賛成で行きますから。交互に行きます。 6番、田中君。
- 〇6番(田中 万里君) 私が修正案に賛成という理由を述べたいと思います。

我々議員は、市民の幸福、市民の生活の向上、質の高い市民への行政サービスにつながる提案、 提言、引いては我が市の発展を目指し議会活動をしなくてはならないと考えております。今回の 議案第1号は、市長のリバイバルプランにのっとった行政サービスの向上への取り組みの一環だ と私は認識しております。しかしながら、私は漁港を建設課へ移行することが果たして漁業を営 む市民へのサービスの向上につながるかという点に対しては、どうしても市民に対して、なぜそ のようなことをするのかという点の十分な説明責任を今の段階では果たし切れないと判断いたし ました。

また、まだ調査あるいは勉強期間が必要だとも感じました。先ほど藤川議員のほう、または渡 辺議員のほうより、漁民の生活が変わるか、あるいは漁民へのサービスの低下、漁獲高、そうい う点が低下するのかという指摘もございました。あるいは職員の大多数の方たちが賛成をしている。メリット、デメリットまたは漁民に対しての意見等が出ましたが、私はその辺も含めて、総務委員会の中でも申し上げたように執行部はまだ、漁民に対しての十分な説明が行われていないのではないかと、そういう危惧も感じました。

総務委員会があってからこの数日間、私も私のまわりの漁民の方たちにこの件についてお尋ねをいたしました。先ほど大矢野の漁民を中心にした考えではないかという意見もございましたが、私が聞いたのは、たまたま松島の漁民の方でありましたが、その声はあくまでも一部ですのでその辺をわかっていただきたいと思います。その一部の漁業従事者の方は、今回の件を尋ねたところ、漁業者としては今までのやり方で何ら不便がなかった。漁師に対しては不便がなかったので今のままでもいいという意見を言われました。この点については私ども総務委員会で何度も議論をいたしましたが、変えてしまってからではまたそれを元に戻すというのはなかなか難しいのではないかと思っております。その辺も含めて、まだもっと我々総務委員会としても勉強、調査を重ねて、漁港を建設課に移すという点については調査しなければならないかという判断をいたしました。

しかしながら一方では、我々会派みらいでも一般質問等でつねづね訴えている企業誘致や地場 産業の育成など、今回提案をされておりますが、その点については企業誘致課の設立等の組織編 成には賛成であり、今まで以上の市民の生活の向上につながるように課の設立をしていただいて 取り組んでいただきたいと思っております。

今述べたような点で、私は委員会にて一部修正案を提案し、今本会議にても議員各位の皆様に 賛同を求め、賛成討論といたしたいと思います。

以上でございます。

○議長(渡辺 稔夫君) ただいま反対、賛成の討論が出ましたが、ここで討論を終わります。 19番、桑原君。討論ですね。

昼食の時間となりましたけれども、討論終わって、この1号議案を採決するまで続行したいと 思います。

お諮りします。よろしいでしょうか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**〇議長(渡辺 稔夫君)** ではそのように進めます。

19番、桑原君。

○19番(桑原 干知君) 要するに議案どおり承認ということ。私は総務委員会では議案どおり承認ということのほうで、修正のほうには反対しましたから、結論を先に言えば反対した中で、よもや私は総務委員会の田中議員が反対討論をするなんか夢にも思っておりませんでしたので、私が発言するような立場ではなかろうと思いながらそうやってここにいて、今、田中万里議員が賛成討論しましたので、私も議案の修正なしで可決してくれという思いで言わせていただきます。私はこの案件が出た時点で、これは松島、姫戸、龍ヶ岳の特に漁民にとれば権限が大矢野から

松島のほうに行くものだから、これは庁舎の問題も含めて考えたときには、これは松島、姫戸、龍ヶ岳の人は全部これには賛成するだろうと内心思いながら、この案件に対してはいろんな観点から自分なりに考える中で、修正なしの議案どおりという意味で委員会では発言させていただきました。そして重複しますから言いませんけれども、今、田中議員、渡辺議員、藤川議員が言われたことに対しての内容というのは、総務委員会でも相当重複している部分があります。結論を申し上げますと、私自体は龍ヶ岳の出身でございますけれども、いろんな意味で弊害といいますか、距離的な部分も含めて支障を来すという観点から見たときに、私はこう至った中では1庁舎式という基本的な考えがある中で、この案件に関しては原案どおりということでさせていただきましたので、その点を十分踏まえた中での賛成討論でございますので、よろしくお願いいたします。

- ○議長(渡辺 稔夫君) ほかに討論ありませんか。 8番、山口君。
- ○8番(山口 安彦君) 議論はなかなか、賛成反対両論ありますけれど、我々の議会は基本的には委員会尊重という形式をとっておりますので、この件につきましては私も傍聴させていただきましたけれども、2時間に及ぶ長い議論をされた中での一つの修正案が出ておりますので、できれば、私も委員長だからほかの意見は差し控えなければと思ったんですけれども、かなりの時間された中で、いろいろ今賛成、反対の意見を聞きましたけれども、ここに至っては採決をされて決すればどうかと思いますけれども、いかがですか。
- **〇議長(渡辺 稔夫君)** ほかに討論ありませんか。 9番、北垣君。
- ○9番(北垣 潮君) 私は漁師です。漁師の立場で私も、以前は農林水産委員会に属しておりました。漁民の生活が向上する、漁民の収入、生活がよくなるという思いで農林水産委員にいたわけであります。しかしほとんどが建設業者の人たちが喜ぶようなことばかりで、私は失望したわけであります。私も今県知事選でずっと回っておりますけれども、本当に漁業者の生活というのはあしたの飯も食えないような現状であります。そういうことで、もう少し農林水産課というのは漁民の生活がよくなるような仕事をしてほしいと思って、建設業者が喜ぶようなことはもう建設部のほうにやってもらいたいという思いです。

以上です。

- **〇議長(渡辺 稔夫君)** 12番、堀江君。
- **〇12番(堀江 隆臣君)** 北垣さんの討論は修正案に反対というふうに理解していいわけでしょう。
- **〇9番(北垣 潮君)** 反対です。
- **〇12番(堀江 隆臣君)** では私からは賛成の討論を一言延べさせていただきます。

今回の修正案については、実は我々の会派も非常に悩んで、どうすれば一番上天草市としての 将来があるか、議会と行政が一体となって頑張っていけるか非常に悩んで考えた案でございます。 我々の一人、田中議員が総務委員会に属しておりますので、田中議員のほうから我々の会派としての考えを言ってもらいました。発言内容は田中議員が申したとおり、重なるところがありますのであえて申し上げませんが、ただ反対討論にありましたように、議会軽視につながる、議会軽視という感情的な判断で我々が考えた案でもございませんし、渡辺議員がおっしゃいましたように、確かに我々議員は一人一人は執行部、市長、そのあたりと比べますと知識も不足しておりますし、人間としても足りない部分もあるのかもしれません。ただ、26人それぞれが市民の代表として集まっております。議会と行政が両輪となってと表現されることがよくありますけれども、議会としては市長の考えにアクセルを踏むときはアクセルを踏まないといけないときもあるし、ブレーキをかけるときはブレーキをかける。その両方の役割を担っているところでございます。その26人がそれぞれの考えのもとで採決を行って決定するのが議会のあり方でございますので、その辺は皆さん、ご承知をいただきたいと思います。

今回は我々の考えに基づいて提案し、判断をしてまいりますのでよろしくお願いします。今回 は我々は賛成という立場で採決に臨みたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

- **〇議長(渡辺 稔夫君)** 14番、窪田君。
- ○14番(窪田 進市君) 先ほど委員長報告がありまして、非常に慎重審議といいますか、いろんな立場での意見、非常に長く審議なされたという経過がわかりました。今回私は修正には反対意見という形で申し入れをさせていただきますけれども、財政あるいは行政を改革するという中での取り組み、この組織再編には非常に私たちは期待を持っております。先ほど思いつきとありましたけれども、もう何回も委員会でも聞きました。今回も聞きましたけれども、非常に部の会議、課長の会議、そして多くの職員の意見も聞きながら、最後は確かにいやこれは問題ですという意見もあったでしょう。しかしやはりやろうという大多数の意見があって初めて任命権者である市長が今回、それを踏まえて提案されるわけですから、決して思いつきとか、あるいは逆行する立場での改革ではないということで思います。

さきをもって今後どう、改革の後には問題点がどこなのか、どこをクリアしていい組織にしていくのかというのが一番大切な時期でありまして、私は今回の修正には反対をいたしたいと思います。

○議長(渡辺 稔夫君) たくさんの賛成、反対の討論がありましたけれども、討論を終わろうかと思いますけれども。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(渡辺 稔夫君)** ほかに討論がなければ討論を終わります。

それでは、議案第1号について採決いたします。

本件に対する委員長報告は修正可決であります。委員長報告のとおり修正可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**〇議長(渡辺 稔夫君)** 起立多数です。よって、本件は委員長報告のとおり修正可決いたしま

した。

ここで昼食のため休憩いたします。午後は1時10分から開きます。

休憩 午後 0時12分

再開 午後 1時13分

○議長(渡辺 稔夫君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、議案第2号について採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(渡辺 稔夫君)** 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第3号について採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(渡辺 稔夫君)** 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第4号について採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**〇議長(渡辺 稔夫君)** 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第5号について採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**〇議長(渡辺 稔夫君)** 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第6号について採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(渡辺 稔夫君)** 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いた

しました。

次に、議案第7号について採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(渡辺 稔夫君)** 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第8号について採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(渡辺 稔夫君)** 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第9号について採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(渡辺 稔夫君) 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第10号について採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**〇議長(渡辺 稔夫君)** 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第16号について採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(渡辺 稔夫君)** 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第29号について採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(渡辺 稔夫君)** 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第39号について採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(渡辺 稔夫君)** 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第42号について採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長(渡辺 稔夫君)** 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第46号について採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長(渡辺 稔夫君)** 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第47号について採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(渡辺 稔夫君)** 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第48号について採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(渡辺 稔夫君) 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第49号について採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(渡辺 稔夫君)** 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第50号について採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(渡辺 稔夫君)** 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第51号について採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(渡辺 稔夫君) 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第52号について採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長(渡辺 稔夫君)** 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第53号について採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(渡辺 稔夫君)** 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

5番、川口君。

- **〇5番(川口 望君)** 議案第53号は渡辺議員の言葉が反対討論という形でとられるのではないのでしょうか。
- ○議長(渡辺 稔夫君) これにつきましては、20番渡辺勝也君の意見を聞きたいと思います。 川口議員のほうから討論ではないかという意見が出ておりましたけれども。
- **〇20番(渡辺 勝也君)** 次の段階でやっていたものだから、ただ話としてはそれは討論的な 部分もあったかもしれないけれども、まだそのときは質疑でやっていたと。そしてその中で当然 私は反対と言ったからそうだろうと言うことでしょうけれども、それで私が聞くように、こう言

いながらでもそういうことで見たとするのならばそれでいいのかということを私は言いました。 言いましたけれども、もう結果としてはそういう形でおさまるとするならば、私もそれに追随せ ざる得ないし、どうせやってみたとしてももう当然決まっている、わかっているわけだから、も うそれでようございます。

- ○議長(渡辺 稔夫君) 今、渡辺議員が申されたような件の中で、議案第53号については異議なしということで委員長報告のとおり可決いたしました。
- ○議長(渡辺 稔夫君) 次に、継続審査となっていました陳情第11号について採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり採択することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長(渡辺 稔夫君)** 起立多数です。よって、本件は委員長報告のとおり採択とすることに 決定いたしました。

日程第2 農林水產常任委員長報告

○議長(渡辺 稔夫君) 日程第2、農林水産常任委員長報告。

先日の本会議におきまして農林水産常任委員会に付託いたしました、議案第17号、上天草市 農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例の制定についてほか3件を議題といたし ます。

農林水産常任委員長より審査の経過並びに結果について報告を求めます。 農林水産常任委員長。

**〇農林水産常任委員長(山口 安彦君)** おはようございます、と原稿に書いてありますので、 もうこんにちはに変わります。常任委員長報告を申し上げます。

さきの本会議において委員会に付託されました案件は、条例関係1議案、予算関係2議案、陳情1件につきまして、去る3月14日に委員会を開き審査を行いましたので、その経過並びに結果について御報告を申し上げます。

まず、議案第17号、上天草市農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例の制定についてでありますが、本条例につきましては、昨年農林課と水産課が統合されたことに伴い、農業振興協議会の庶務の農林課から農林水産課への課の名称を変更するものでございましたので、委員会では全員異議なく原案どおり可決すべきものとし、決定した次第であります。

次に議案第23号、平成19年度上天草市一般会計補正予算第3号についてでありますが、農林水産部所管の補正予算の内容につきましては、本会議において執行部より詳細な説明があったとおりでございましたので、委員会では各種事業実績に応じた減額補正が主なものでございましたので、その他の補正内容等も慎重に審議をいたしました結果、全員異議なく原案どおり可決す

べきものとして決定した次第であります。

次に議案第32号、平成20年度上天草市一般会計予算についてでありますが、農林水産部所 管の当初予算の内容につきましては、本会議において執行部より詳細な説明がありましたとおり でございますが、委員会では、委員から林業費の木材林業産業振興施設整備事業の松島木材セン ター、天草地域森林組合への補助金及び森林整備地域活動支援交付金の事業内容について質疑が あり、執行部より松島木材センター補助金については、強い林業木材産業づくりを行うために選 別機械や皮むき機械、丸鋸板、帯鋸板、作業用建物などの物件を購入及び設置する目的で国、県 の補助事業であり、市からの補助金の持ち出し分はありませんが、国、県の補助金を行政が受け 入れ、本市から松島木材センターに補助金を支払うものであるとの説明でありました。また、天 草地域森林組合への補助金は市単独で天草地域森林組合への補助金を交付するものであり、森林 組合への事業内容は木材処理加工施設を設置するための木材乾燥機、ボイラーなどを購入する資 金として1億3,500万円が総事業費で、国が50%、県が10%、天草市、苓北町並びに本市の3 市町の1,305万円に対し、本市の支払いが16%の208万8,000円を交付することになっていると の答弁であり、森林整備地域活動支援交付金については間伐などの森林整備が十分に実施されて いない人工林において、天草地域森林組合に委託をし、約450ヘクタールに対し1ヘクタール 当たり5,000円の予算で林業公社に5,000円の約103.1ヘクタールをあわせまして276万6,000 円を予算計上しているとの説明でありました。

次に、水産振興対策事業補助金での漁協への補助金の規準と漁協単位としての補助金を交付しているのかという質疑があり、天草漁協、大道漁協、樋島漁協の3漁協への補助金を交付しており、基準としては3漁協組合から事業計画が提出され、事業計画に基づいて交付しているとの説明でありました。

また、放流事業を実施する場合、市担当者の立ち会いについて質疑がなされ、放流事業の立ち会いは担当者と2名ほどの職員で漁船に乗船し、写真を撮り立ち会っているとの説明でありました。

次に、園芸新産地育成対策事業補助金について質疑があり、現在申請が提出されているのが花 卉ハウス10棟の3,000平米で、機械購入事業にも申請が可能であり、国庫補助金に該当し ない分を県が補助で補う事業であるとの答弁でありました。また、樋合漁協漁村再交付金事業県 工事負担金の事業内容につきまして質疑があり、浮体式のポンツーンを5函ほど設置する浮き桟 橋で負担金の総事業費が1億円であり、県が9割で市が1割の1,000万円を負担する事業であると の説明でありました。

次に、認定農業者支援対策事業のイノシシ対策について質疑があり、イノシシ対策におきましては毎年実施をなされておりますが、認定農業者及び3農家の集落を対象とした面積は関係なく、申請があれば予算の範囲内で電さくに対して2割から3割の補助金を計上しているとの説明でありました。また、新規作物栽培試験対策事業補助金の事業内容について質疑がなされ、JAの新規作物栽培開発としての果樹や花とか、新たにリスクを伴う品物の試験開発事業として予算を計

上しているとの説明でありました。

以上が委員会での主な質疑内容でございました。なお、ほかのその他の農林水産部所管の当初 予算等につきましては、慎重に審議をいたしました結果、各種事業施策に要する予算が主な内容 等でありましたので、全員異議なく原案どおり可決すべきものとして決定した次第であります。

次に、陳情第7号、農業委員会の必置規制の堅持に関する要望についてでありますが、この陳 情書の趣旨につきましては、農業委員会事務局長より説明がなされ、平成19年11月16日に 地方分権改革推進に当たって農業委員会の必置規制を廃止し、地方自治体が地域の実情に応じて 農業委員会の設置を任意に決定できるようにすべきとの指摘が行われたことに伴い、農業委員会 の必置規制は今後とも重要であることと、県内ほかの自治体においてもこの必置規制の堅持は必 要と認められ、本市においても農業委員会の活動体制の整備と必要な予算の確保を要望する陳情 ということでありましたので、委員会では陳情書については慎重に審議いたしました結果、採択 すべきものと決定した次第でございます。

以上が農林水産常任委員会で審議した内容でありますので、よろしく御賛同いただきますよう お願い申し上げます。

なお、農林水産常任委員会といたしまして、委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出をすることを決定いたしましたことを御報告申し上げまして委員長報告を終わります。よろしく御賛同お願いします。

○議長(渡辺 稔夫君) ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長(渡辺 稔夫君) 質疑がなければ、議案第23号及び議案第32号を除く議案について、 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

「「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(渡辺 稔夫君) 討論なければ終わります。

それでは、議案第17号について採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**〇議長(渡辺 稔夫君)** 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、陳情第7号について採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり採択とすることに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(渡辺 稔夫君) 起立多数です。よって、本件は委員長報告のとおり採択とすることに

日程第3 建設常任委員長報告

## **○議長(渡辺 稔夫君)** 日程第3、建設常任委員長報告。

先日の本会議におきまして建設常任委員会に付託いたしました、議案第30号、平成19年度 上天草市公共下水道事業特別会計補正予算ほか7件を議題といたします。

建設常任委員長より審査の経過並びに結果について報告を求めます。

建設常任委員長。

# **〇建設常任委員長(瀬﨑 秀輝君)** 御報告申し上げます。

さきの本会議におきまして建設常任委員会に付託を受けました案件について、去る3月13日 に委員会を開き、全委員出席のもと、現地踏査及び審査を行いましたので、その経過並びに結果 についてご報告いたします。

まず、議案第23号、平成19年度上天草市一般会計補正予算第3号の所管部門についてでございますが、本件につきましては、慎重に審議いたしました結果、異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第30号、平成19年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算第3号について でございますが、本件につきましても、慎重審議の結果、異議なく原案のとおり可決することに 決定いたしました。

次に、議案第32号、平成20年度上天草市一般会計予算の所管部門についてでございますが、 委員からは予算の内容の説明を求める質疑が幾つかありました。

まず道路維持費では、道路整備工事として計上されている工事請負費2,530万円の工事箇所についての質疑があり、担当課長からは、岩谷尾上線ほか12箇所として資料を示して、その説明がありました。

また、道路新設改良費では、工事請負費、用地費、補償費が計上されている千束1号線、蔵々下山線の工事箇所について委員から質疑があり、担当課長からは、千束1号線については旧郵便局先の用地が確保できていなかったところの50メートルの拡幅に伴うもので、蔵々下山線については昨年に引き続きJA付近の工事であるとの説明がありました。

また、橋梁維持費では、第2神代橋補修工事の予算が計上されていることについて、補修の原因を尋ねる質疑がありました。担当課長からは、第2神代橋は建設から30年以上も経過し、海岸地帯でH鋼の腐蝕が激しく、重量のある自動車は通行が危険であるため現在も通行どめしているとの説明がありました。

また、港湾管理費では、大道港管理委託料について、その管理状況の質疑がありました。担当 課長からは可動橋及びトイレの管理委託であるとの説明で、利用状況は現在も御所浦からの不定 期便や水俣便の航路として利用されているとの説明がありました。 また、港湾建設費では、永目埋立関連工事900万円についての質疑があり、担当課長からは、 台風等の襲来に備えて護岸を保護するため背後に土を5メートルほど入れる計画であるとの説明 があり、また、海岸保全費の永目港海岸保全工事100万円について、消波ブロックの移設に伴う 費用との説明がありました。

また、公園建設費の公園周辺整備工事200万円について質疑があり、担当課長からはカントリーパーク付近の道路整備であるとの説明がありました。

委員会では、主にこのような審議を経ました結果、本件につきましては異議なく原案のとおり 可決することに決定いたしました。

次に、議案第40号、平成20年度上天草市公共下水道事業特別会計予算についてでございますが、本件につきましては、20年度で事業が完了することから加入率を尋ねる質疑がありました。担当課長からは、加入率は平成18年度末で66%で、平成19年度に新たに80軒の加入があり、20年度までには70%に持っていきたいとの説明がありました。委員からはさらに、70%の加入率で維持管理費と使用料の収支バランスはどのようなことであるかとの質疑があり、70%ではまだ収入が少々足りないとの説明でございました。

このような審議を経ました結果、本件につきましては異議なく原案のとおり可決することに決 定いたしました。

次に、議案第41号、平成20年度上天草市物揚場造成事業特別会計予算についてでございますが、委員会では現在の利用状況についての質疑がありました。担当課長からは、砂置き場としての利用で5業者ほど使用しており、年間の使用料が350万円ほどあるとの説明がありました。本件につきましては、その他慎重に審議しました結果、異議なく原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第54号、市道路線の認定についてでございますが、本件につきましては認定する 2路線の現地踏査を行い、慎重に審議しました結果、異議なく原案のとおり可決することに決定 いたしました。

次に、陳情第4号、道路整備財源の確保に関する意見書議決の要請についてでございますが、本件につきましては、道路特定財源の暫定税率が3月31日に切れればガソリン代にすると1リットル当たり25円ほど安くなる。しかし上天草市にも相当の財源が来ており、これを維持し道路整備の財源を確保したいとの補足説明がありました。委員会では、目先ではガソリン代などが安くなったほうがいいが、暫定税率がなくなると、上天草市においても1億円ほどの減収があり、まだまだ必要な道路整備がおくれてしまい、暫定税率を維持することは必要である。また、9月議会でも同様の陳情を採択しており議会としての方針も変わっていないとの意見であり、全委員その趣旨に賛同し、採択することと決定をし、陳情書にあります道路整備財源の確保に関する意見書を建設常任委員会で議案として本会議に提出することを決定した次第です。

次に、陳情第9号、道路特定財源の暫定率堅持及び関連法案の年度内成立を求める意見書、決議の採択等についてでございますが、本件につきましても、先ほどの陳情と同じく道路特定財源

の確保は必要であるとのことから、全委員その趣旨に賛同し、採択することで決定いたしました。 なお、本件につきましても、陳情書にありますように、道路特定財源の確保に関する意見書を委 員会で議案として本会議に提出することを重ねて決定した次第であります。

以上が建設常任委員会で審議した内容でございます。よろしく御賛同くださいますようお願い 申し上げます。

また、建設常任委員会として閉会中の継続審査、調査の申し出をすることを決定いたしましたことを御報告申し上げ、委員長報告を終わります。よろしくお願いします。

- **〇議長(渡辺 稔夫君)** ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。 9番、北垣君。
- **〇9番(北垣 潮君)** 私は質疑の時間にちょっとほかのことで忘れていたというか、そういうことで、特別会計予算書の165ページの中の樋島港トイレ浄化槽管理手数料の1万2,000円。これについては何も建設委員会では意見は出ませんでしたでしょうか。
- 〇議長(渡辺 稔夫君) 建設常任委員長。
- **〇建設常任委員長(瀬崎 秀輝君)** 委員会の中ではそのことについては質疑はございませんでした。
- **〇9番(北垣 潮君)** ほかのところと比べて手数料が少ないんですね。特にいつもここのトイレは使う人は多いんですけれども、汚い話なんですけれどもうんちがいっぱいたまっていることがしょっちゅうあるんです。だからこの付近は見直してほしいという思いで、ちょっと意見を言わせてもらいました。
- **〇建設常任委員長(瀬崎 秀輝君)** はい、わかりました。
- **〇9番(北垣 潮君)** それから、さっきの道路特定財源のところなんですけれども、よく市 民の声とか言われますけれども、これについてはちょっと早急ではないかと私は思うわけであ ります。市民の皆さんはほとんどガソリンが安くなってくれたほうがいいという意見でありま すので、市民の意見は聞かれましたか。
- 〇議長(渡辺 稔夫君) 建設常任委員長。
- ○建設常任委員長(瀬崎 秀輝君) そのことにつきましては、マスコミ等でもいろいろと議論がなされているかと思いますけれども、私が直接何人か聞きましたけれども、やはり安くなっていいという意見は多うございます。しかしながら私ども地方自治体といたしましては、やはりこの特定財源ということで、その分の財源の確保というのは必要ではないかと思っております。
- ○9番(北垣 潮君) 特定財源については、うちも国道266号線、赤崎から倉岳間の道路なんか、本当に病院で脳外科の手術とかできないものですから本渡のほうの病院に連れて行くわけですけれども、そこのお医者さんが言うには、そこのカーブを、林道みたいな国道ですけれども、そこを通り越せば何とか命は助かるという説明をいつも受けるわけです。とにかく地元の人たちは要望が多いんですけれども、この道路特定財源というのは、道路族の議員さんた

ちにお願いしなければできないような感じで、龍ヶ岳は見捨てられているようなところであります。園田先生の地元のところは立派な道路もできております。

- **〇議長(渡辺 稔夫君)** 北垣議員。北垣議員にお願いいたします。審査の経過と結果について の質疑になっていますので、自分等の意見等があるようであれば討論のほうでお願いします。
- **〇9番(北垣 潮君)** わかりました。後で言います。では、一応異論は何も出てこなかった わけですね。
- 〇議長(渡辺 稔夫君) 建設常任委員長。
- ○建設常任委員長(瀬崎 秀輝君) 委員会の中では、先ほど申し上げましたように、9月の議会でもこの趣旨に対する意見書提出をしているということで、同様のことであるから全員異議なく賛成をされたと言う経過でございます。
- ○議長(渡辺 稔夫君) ほかに質疑はございませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

**○議長(渡辺 稔夫君)** 質疑がなければ、議案第23号及び議案第32号を除く議案について。 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

9番、北垣君。

○9番(北垣 潮君) 道路特定財源のことですけれども、この間の新聞にも載っていたんですけれども、宿泊旅行費が1泊3万円ぐらいで行けるところを8万円から9万円出して、それは8万円から9万円というのはコンパニオン代も入っているということの、どこの新聞だったですか、書いていました。そういうことやら、きのう18日には道路財源からタクシー代として5年間、23億円超えて使っているとか、本当にめちゃくちゃなことをしているわけであります。こういう道路特定財源というのはもう廃止して、一般財源化してしまえばこの市で使う分は市で使えるようにできるわけでありまして、とにかくこの道路特定財源は廃止したほうが減税効果にもなるわけでありまして、その分は国債から発行してもいいだろうしという学者の意見もあります。減税効果といいますか、ガソリン税を廃止すればさんぱーるなんかにもいっぱいお客さんも来ると思いますし、道路特定財源はもう廃止すべきだと私は思います。

以上です。

**〇議長(渡辺 稔夫君)** ほかに討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(渡辺 稔夫君)** なければ、討論を終わります。

ただいま委員長報告がありました案件について採決いたします。

まず、議案第30号について採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(渡辺 稔夫君)** 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第40号について採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(渡辺 稔夫君) 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第41号について採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長(渡辺 稔夫君)** 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第54号について採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(渡辺 稔夫君)** 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、陳情第4号について採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立〕

**○議長(渡辺 稔夫君)** 起立多数です。よって、本件は委員長報告のとおり採択とすることに 決定いたしました。

次に、陳情第9号について採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**〇議長(渡辺 稔夫君)** 起立多数です。よって、本件は委員長報告のとおり採択とすることに 決定いたしました。

日程第4 文教厚生常任委員長報告

## **○議長(渡辺 稔夫君)** 日程第4、文教厚生常任委員長報告。

先日の本会議におきまして文教厚生常任委員会に付託いたしました議案第11号、上天草市国 民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてほか27件を議題といたします。

文教厚生常任委員長より審査の経過並びに結果について報告を求めます。 文教厚生常任委員長。

## **〇文教厚生常任委員長(佐藤 ユミ子君)** 文教厚生常任委員長報告を申し上げます。

先日の本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました案件は、条例関係10議案、予算関係17議案、陳情1件につきまして去る3月13日に委員会を開き審査を行いましたので、 その経過並びに結果につきまして御報告申し上げます。

まず、議案第11号、上天草市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本条例につきましては、国保運営協議会の被保険者代表委員を廃止し、医療給付の個人負担が3歳未満までは2割でしたが、今回の改正で就学前まで2割とする拡充の規定がなされたとのことでございました。また、葬祭費の支給額を後期高齢者医療保険制度に準じ、2万5,000円を2万円に改めるものでございましたので、委員会では異議なく原案どおり可決すべきものとして決定した次第でございます。

次に、議案第12号、上天草市後期高齢者医療に関する条例の制定についてでございますが、 委員から、後期高齢者医療保険制度が4月から施行されることに伴い、本市の後期高齢者対象者 への周知方法並びに後期高齢者保険制度についての質疑がなされ、執行部より平成19年度まで に各地域の公民館において高齢者75歳以上の老人会クラブを対象に20カ所で説明会を開催し、 本市の広報でも各世帯に周知を行ったとの説明でございました。また、後期高齢者保険制度につ きましては、75歳以上の高齢者は特に医療費が高いということで、若者と74歳以下及び75 歳以上を区別するということで、県内48市町村がすべて加入する熊本県広域連合が実施主体と なり、後期高齢者医療保険制度が新たに4月から実施されるとの答弁でございました。

次に、年金所得からの保険料一括、分割納入方法についての質疑がなされ、納入方法については年金が年間18万円以上の対象者については特別徴収で年金月から差し引かれ、それ以外の方は普通徴収で行い、平成20年度の場合は特例として7月から翌年3月までの9回に分けて保険料を支払っていただき、平成21年度からは6月から10期に分けて徴収を行うという説明でございました。また、本市の後期高齢者医療への支援金は4割の5億円程度を見込んでおり、残りの1割相当を保険料で徴収する制度となっているとの説明でございました。

以上のような審議を経まして、委員会では条例内容等も慎重に審議いたしました結果、全員異議なく原案どおり可決するべきものとして決定した次第でございます。

次に、議案第13号、上天草市保育所条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、委員から、審議会で大矢野保育園を廃止する中、子育て支援センターを設けた場合、民間業者が申し込んだ場合の選定基準方法についての質疑があり、執行部より、大矢野子育て支援センターの開設方法については選定委員会を設置し、基準は熊本県の補助金基準を適用して一定の基

準を設け、仕様書などを作成し、公募により企画提案書と見積書によって予算の範囲内で決定するとの説明でございました。

委員会では慎重に審議いたしました結果、全員異議なく原案どおり可決することに決定した次 第でございます。

次に、議案第14号、上天草市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本件につきましては平成17年度に行われた税制改革により、それまで合計所得額が125万円以下の高齢者は非課税扱いでございましたが、平成18年度から均等割が課税されるようになり、このため平成18年度、19年度の保険料について激変緩和措置を設定して対応してきたとのことでございました。平成20年度においても引き続き激変緩和措置を講じて対応するための条例改正ということでございましたので、委員会では全員異議なく原案どおり可決することに決定した次第でございます。

次に、議案第15号、上天草市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び上天草市浄化槽に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、委員から、処理業者から出ている改定値上げ要望書の額についての質疑があり、天草市、苓北町、本市業者からの値上げ額は現在の単価が10円50銭であるが、今回の値上げ幅を3円50銭値上げし、14円に改定していただきたいという要望に、天草市が提示した金額は11円54銭に改定を考えているということです。4月に天草市、苓北町並びに本市で再度処理業者からの値上げについての要望額について協議を行っていきたいとの説明でございました。

委員会では慎重に審議した結果、本件につきましても全員異議なく原案のとおり可決すること に決定した次第でございます。

次に、議案第18号、上天草市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定についてで ございますが、本件につきましては、各種委員会は統合し、見直しを推進する上で社会教育委員 の定数5人以内を10人以内に改めるための条例改正でございましたので、委員会では異議なく 原案どおり可決することに決定した次第でございます。

次に、議案第19号、上天草市公民館条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、委員から、分館長を廃止する理由並びに人件費の削減についての質疑があり、分館長という名前を地区館長に改めるもので、中央館長、地区館長、社会教育指導員がおられますが、人件費については公民館長4名分の共済費まで含め約900万円の減額になるという説明でございました。なお、現在各地区館で行っている行事等は中央公民館でやり、姫戸地区で実施している駅伝大会、運動会など計画されている行事は、地区館で行っていただくとの説明でございました。

以上、本条例についても、効果的な公民館活動を行うための条例改正ということでございましたので、委員会では、全員異議なく原案のとおり可決するべきものとして決定した次第でございます。

次に、議案第20号、上天草市立図書館の条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本件につきましては、図書館の組織編成により効果的な図書館活動を行うことに伴い、

図書館の名称、開館時間並びに休館日などの条文の一部を改正するとのことでございましたので、 委員会では異議なく原案のとおり可決するべきものと決定した次第でございます。

次に、議案第21号、上天草市立上天草総合病院職員の特殊勤務手当の支給に関する条例を廃止する条例の制定についてでございますが、本件について病院事務長より補足説明があり、地方公営企業法で定めるところにより、企業職員の給与の種類及び規準のみが条例施行で定めることになっており、これに基づき上天草総合病院職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の廃止と、上天草総合病院企業職員の給与の種類及び規準に関する条例の特殊勤務手当の条文を一部改正するものであるとの説明でございますした。委員から、特殊勤務手当の該当する職員はとの質疑があり、手当を支給する対象者は医師、看護師、医療技術員が支給対象者であるとの説明でございましたので、委員会では慎重に審議いたしました結果、異議なく原案のとおり可決すべきものとして決定した次第でございます。

次に、議案第22号、上天草市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する 条例の制定についてでありますが、本件につきましては、退職手当の条文を一部改めるものでご ざいましたので、委員会では異議なく原案のとおり可決すべきものとして決定した次第でござい ます。

次に、議案第23号、平成19年度上天草市一般会計補正予算第3号の所管部門について申し上げます。

市民環境部、健康福祉部、教育部の3所管の補正予算の内容につきましては、本議会において 執行部からの説明及び質疑等で詳細な答弁がありましたとおりでございましたので、委員会では 3部門とも各事業実績に応じた減額補正が主なものでございましたので、その他の補正内容等も 慎重に審議いたしました結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものとして決定した次第で ございます。

次に、議案第24号、平成19年度上天草市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算第3号についてでございますが、本件につきましては、歳入歳出それぞれ4,322万8,000円を減額し、予算総額を52億8,434万5,000円とするもので、保険給付費の増額に伴う歳入不足による補正予算ということでございましたので、委員会では慎重に審議いたしました結果、全員異議なく原案どおり可決するべきものとして決定した次第でございます。

次に、議案第25号、平成19年度上天草市老人保健医療特別会計補正予算第2号についてで ございますが、本件につきましては、歳入歳出予算の総額はかわりませんが、国、市の負担額を 調整するものでございますので、委員会では、異議なく原案どおり可決するべきものとして決定 した次第でございます。

次に、議案第26号、平成19年度上天草市診療所特別会計補正予算第3号についてでございますが、本件は湯島診療所分でありまして、61万2,000円を追加し、予算総額を6,579万円とするもので、診療収益の増加による補正予算ということでございましたので、委員会では異議なく原案どおり可決すべきものとして決定した次第でございます。

次に、議案第27号、平成19年度上天草市国民健康保険特別会計直営診療施設勘定補正予算第3号についてでございますが、本件は教良木出張所分で278万8,000円を追加し、予算総額を7,035万2,000円とするものでございますが、診療収益の増額による補正ということでございましたので、委員会では異議なく原案どおり可決するべきものとして決定した次第でございます。

次に、議案第28号、平成19年度上天草市介護保険特別会計補正予算第3号についてでございますが、今回の補正は36万円を減額し、予算総額30億7,759万6,000円とするもので、平成20年度から始まる後期高齢者医療制度並びに介護保険の激変緩和措置のため、システム改修と事業実績による不用額の減額が主な補正内容でございましたので、委員会では慎重に審議しました結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものとして決定した次第でございます。

次に、議案第31号、平成19年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算第2号についてでございますが、本件につきましては、本議会で病院事務長から詳細な説明がありましたとおりでございます。資本的収入を3億414万円に増額し、予算総額を4億8,267万8,000円とするものであり、補正内容といたしましては、平成元年度に病院建築債7.3%で借り入れていたものを公的資金補償免除繰り上げ償還の借りかえ債分で、増額補正を計上とのことでございました。また、資本的支出の企業債償還におきましては、公的資金補償金免除繰り上げ償還に係る3億460万円の増額補正ということでございましたので、委員会ではその他の補正内容等について慎重に審議いたしました結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものとして決定した次第でございます。次に、議案第32号、平成20年度上天草市一般会計予算についての所管部門でございますが、本件につきましては本議会において執行部からの説明及び質疑について詳細な答弁がなされたところでございますが、委員会では予算の内容を求める質疑が幾つかありましたので、その主な質疑事項について申し上げます。

まず委員から、老人保健医療特別会計繰出金及び保険基盤安定繰出金の内容について質疑があり、老人医療の給付の繰出金については20年3月診療の1カ月相当分で後期高齢者医療制度が4月から実施されることにより、4月以降の診療分で12分の11カ月分の拠出金として計上しているとの説明でありました。

次に、各地区の園児送迎マイクロ委託料649万9,000円の予算額の内訳と送迎園児数および送迎の距離についての説明と、姫戸保育園送迎バス契約の経過について質疑があり、執行部より合津保育園委託料は129万9,000円で園児数5人、送迎距離は7キロメートル。姫戸保育園委託料は388万円で園児数は16人、送迎距離が11キロメートル。樋島保育園委託料は132万円で園児数が16人、送迎距離が4キロメートルという説明でございました。また、姫戸保育園の送迎バスの契約の経過については、旧姫戸町の公立保育園は3施設あり、合併と同時に1施設に統合され、その条件として園児送迎用のマイクロバスを出すということで、合併協議会でも同意がなされております。その後姫戸町は送迎を民間に委託することを決定され、上天草市の民間タクシー業者に対し委託を募集しましたが受付がなく、姫戸タクシーの業者がマイクロバスを購入して契約をした経過があり、車の購入や耐用年数を緩和したところで5年間である平成20年度までは随意

契約を継続し、平成21年度からは入札制度で契約を検討していきたいとの説明でございました。次に、委員から、関連して江後分校の入札方法の算定は姫戸保育園委託料契約の料金体制を参考にしたのかとの質疑の中、今後随意契約を改正する必要があるが、現在、車も購入して減価償却を5年でしている中で、実際5年間の中で入札制度を適用して行う決意があるのかという質疑がなされ、執行部より仕様書を作成し入札制度に持っていきたいとの答弁でございました。また、江後分校の委託料300万円の入札状況と、今後市から車を購入し新しい業者には車を購入させずに2年間に1回の入札をすることは不公平が生じると考えられるが今後どうされるのかとの質疑があり、執行部より契約金は295万円であるとの答弁で、市で車を購入するとなれば運転手を雇わなければならないので人件費を考えるなら車の購入は極力控えて、今のままの制度で業者にお願いしたいと考えており、2年に1回の入札制度を設けることには今回の契約は単年度の1年で、今後1年にするか2年にするかは今の段階では決めかねているということでございました。

また、レンタカー業者が入札制度に参加することについては、辞退されるほうが望ましいとの 答弁でございました。

次に、地域子育て拠点事業ひろば型の委託料の事業内容について質疑がされ、この事業は地域 子育てセンターの名称が変更となり、市内の認可保育園で実施しており、人数の制限もあります が週に3日開催する支援センターで平成20年度から合津保育園と姫戸保育園で実施することに なっているとの説明でございました。

次に、本市の体育指導員は34人であるが、平成20年度から10人削減して24人となった 理由について質疑がされ、市の人口に対する体育指導員の数が約130人に一人の割合であり、 本市の体育指導員数は24人になることにより委員の見直しを行ったところでございました。

次に、学校給食での米飯、野菜などの地域割の中で、JAや地元農家の契約状況についての質疑があり、学校全体の状況は把握していないが教良木の学校給食の米飯については、JAと地元の農家から年間をとおして納入しているとのことでございました。なお、委員から、今後JAの認定農家から野菜などの納入やシルバーの会員に遊休地を活用し米や野菜などを耕作し、学校に納入できるような配慮をお願いしたいとの要望がございました。

次に、次世代育成支援計画調査委託料の事業内容について質疑がなされ、平成17年度から26年度までの10カ年を計画しており、前期が平成21年度までの期間で、20年度、21年度にかけて後期計画に対しての見直しをするための事前調査費として70万円を予算に計上しているということでございました。

以上のような質疑内容を経まして、委員会では3部課とも各種施策、事業に要する経費が主な ものでございましたので、その他の予算内容等も慎重に審議いたしました結果、全員異議なく原 案どおり可決すべきものとして決定した次第でございます。

次に、議案第33号、平成20年度上天草市国民健康保険特別会計事業勘定予算についてでございますが、歳入歳出それぞれ51億1,087万5,000円を定めるものでございます。収入については国民健康保険税の収入が10億954万3,000円で、その他、国、県支出金、医療給付費交付金、高齢

者交付金、共同事業交付金などが主な収入財源とのことでございました。主な歳出につきましては、一般療養給付費、退職療養給付費に21億929万9,000円。後期高齢者運営支援金に5億4,014万8,000円。前期高齢者医療給付金に12億5,640万円。老人保健拠出金に1億6,130万4,000円。介護給付金に2億8,877万8,000円。共同事業拠出金に6億7,172万7,000円などの予算計上とのことでございました。

委員会では、予算内容等も慎重に審議いたしました結果、各種施策事業に要する費用が主なものでございましたので、全員異議なく原案どおり可決すべきものとして決定した次第でございます。

次に、議案第34号、平成20年度上天草市老人保健医療特別会計予算についてでありますが、本件については、歳入歳出それぞれ7億441万8,000円の総予算額ということでございました。歳入につきましては、医療費交付金が3億5,333万6,000円で、医療費の国庫負担が2億3,401万1,000円。医療費の県負担金が5,848万5,000円。一般会計からの繰入金として5,855万3,000円が主な歳入財源とのことでございました。歳出につきましては、医療諸費の医療給付費として7億441万8,000円が主な歳出予算ということでございましたので、委員会では全員異議なく原案どおり可決すべきものとして決定した次第でございます。

次に、議案第35号、平成20年度上天草市診療所特別会計予算についてでございますが、本件は湯島診療所分でありまして、歳入歳出それぞれ5,821万6,000円を定め、歳入では、診療収入が3,859万2,000円。県支出金の地域医療支援金が148万6,000円。一般会計からの繰入金として1,674万5,000円が主な歳入財源とのことでございました。歳出では、職員3名分の人件費並びに医薬品の購入費として5,795万8,000円が主な歳出予算でございましたので、委員会では全員異議なく原案どおり可決すべきものとして決定した次第でございます。

次に、議案第36号、平成20年度上天草市国民健康保険特別会計直営診療施設勘定予算についてでございますが、本件は教良木診療所分でありまして、歳入歳出それぞれ6,644万8,000円と定め、歳入は診療収入で5,413万6,000円。一般会計からの繰入金として1,196万2,000円が主な歳入財源でございます。歳出では職員の人件費並びに医薬品の購入費として6,217万6,000円が主な歳出予算でございましたので、委員会では全員異議なく原案どおり可決すべきものとして決定した次第でございます。

次に、議案第37号、平成20年度上天草市介護保険特別会計予算についてでございますが、 歳入歳出それぞれ27億8,020万5,000円と定め、歳入では、1号被保険者の現年度保険料が4億 2,022万円。使用料及び手数料が2,247万5,000円。国庫支出金の介護給付費負担金として7億 2,456万4,000円。支払基金交付金の2号被保険者の保険料相当分8億3,168万4,000円。介護給付 費の県負担金として4億2,068万5,000円。介護給付費の一般会計からの繰入金として3億7,857万 7,000円が主な収入財源でございます。主な歳出では、施設サービスや居宅サービスの利用に対 して支払う保険給付費26億7,594万9,000円。諸支出金で第1号被保険者の保険料の還付金として 50万円。地域支援事業費で介護予防事業で包括支援事業として4,762万9,000円が主な歳出予算で ございました。委員会では慎重に審議いたしました結果、各種施策事業に要する経費が主な予算でございましたので、全員異議なく原案どおり可決すべきものとして決定した次第でございます。次に、議案第38号、平成20年度上天草市斎場特別会計予算についてでございますが、歳入歳出それぞれ1,357万5,000円と定めるものであり、歳入は斎場使用料が596万7,000円。斎場基金繰入基金が306万円。前年度繰入基金として218万3,000円が主な収入の財源となっております。歳出としては、燃料費に271万5,000円。光熱水費及び修繕費に223万1,000円。役務費に19万1,000円。斎場管理委託料二人分として508万8,000円が主な歳出予算となっておりますので、委員会では慎重に審議いたしました結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものとして決定した次第でございます。

次に、議案第43号、平成20年度上天草市後期高齢者医療特別会計予算についてでございますが、歳入歳出それぞれ3億8,309万5,000円と定めるものでございます。歳入では、後期高齢者医療保険の現年度分特別徴収及び普通徴収の保険料として2億4,210万6,000円と、一般会計からの繰入金で、事務費繰り入れ及び保険基盤安定繰入金として1億3,574万1,000円が主な収入の財源となっております。歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金で、被保険者保険料基盤安定負担金並びに健康診断委託料として3億7,737万円と、保険事業費524万2,000円が主な歳出予算でございました。委員会では、その他の予算内容等も慎重に審議いたしました結果、後期高齢者医療の施策事業に要する経費ということでございましたので、全員異議なく原案どおり可決すべきものとした次第でございます。

次に、議案第44号、平成20年度上天草市水道事業会計予算についてでございますが、本件につきましては、本議会において水道局長より予算内容の説明及び質疑において詳細な答弁がなされたところでございます。委員より、湯島配水設備改良事業費8,950万円の今までの経緯について質疑がなされ、水道局長より、湯島の膜ろ過の件については以前水道局で事業計画等を市のホームページに11月に施工計画が掲載されておりましたが、この事業を実施するに当たっては県の変更認可が必要ということで、平成20年1月に県庁へ出向き、湯島の水の浄水の濁ろ過などの状況を県の担当者に説明を行ったとのことでございました。市の単独事業で膜ろ過を施工する計画をしているが、公的には築場して40年以上過ぎないと補助の対象にならないのが一般的ですが、県を交えて国交省、厚生労働省と協議を行った結果、補助の要望書を作成し、老朽管の布設がえと同時につくりかえて要望書を提出するよう国から指示を受けましたので、早急に変更、認可申請を国に提出しましたところ、認可がされることになりましたということでございました。なお、今後の流れとしましては、4月か5月に実施計画書の委託設計を入札しまして、7月に国からの内示を受けた段階で8月中に事業の入札を実施したいとの説明でございました。

次に、委員から繰り上げ償還の利子の減額について質疑がなされ、国の制度では平成21年度まで一括して返還できることになり、1億5,000万円を一括返還することで、概算ではありますが利子が3,000万円から4,000万円の減額になるとの答弁でございました。

次に、委員から平成19年度になぜ湯島の膜ろ過事業を予算に計上したのかとの質疑があり、

特殊な事業は前年度に設計委託などを行って、その設計委託に基づいて事業の予算を次年度に計上するのが通常ではありませんかということで、19年度に予算を組んだのは、本市の財政状況もあり、発注者側としては業者からの見積もりの安いほうで施工ができればとの思いで、市も財政的にもいいことだからと安易なところがあって、湯島の現地や水質などの状況を完全に調査把握をしないままに予算を計上したことはまことに遺憾な行為であったとの説明でございました。委員からは今後の予算計上については、予算の裏づけをもって準備を整え、慎重に検討し予算を計上するよう要望がございました。

以上のような質疑などを踏まえまして、委員会ではその他の予算内容等も慎重に審議しました 結果、水道事業施策に要する経費が主なものでございましたので、全員異議なく原案どおり可決 すべきものとして決定した次第でございます。

次に、議案第45号、平成20年度上天草市立上天草総合病院事業特別会計についてでございますが、本件につきましては、本議会でも病院事務長より病院事務及び附属施設の予定量として、病床数、年間患者数、1日平均患者数、主な建設改良工事など、また看護学校、健康管理センター、訪問看護ステーション、介護老人保健施設、居宅介護支援センターの業務内容及び予算について説明がなされたところでございます。

委員会では、委員から起債の借りかえ利子の減額について質疑がされ、平成20年度予算で高利を低利に借りかえるということで、平成4年度に6.6%の金利で借りていた14億4,000万円の借りかえを予定しており、平成20年度で低利に借りかえができたらば単年度で約4,000万円の利子の低減になるとの答弁でございました。

以上、委員会では予算内容等も慎重に審議しました結果、病院施策事業に要する経費が主なものでございましたので、全員異議なく原案どおり可決すべきものとして決定した次第でございます。

次に、陳情第5号、障害児保育に関する要望についてでございますが、この陳情書の趣旨につきましては執行部より説明がされ、障害児保育に関する市町村の交付税特別措置が少子化対策費として拡充されたことから、国庫負担金事業である障害児保育円滑化事業及び熊本県軽度障害児保育事業が平成19年度限りで廃止されることを踏まえ、再度市町村は廃止することなく継続を要望するものであり、障害児保育に関する地方交付税措置のさらなる拡充を図り、加配の基準を改善し、障害児2名につき1名の保育士を要望する陳情ということでございました。

委員会では、陳情の趣旨及び要望事項等も慎重に審議を行いました結果、この陳情書について は採択すべきものと決定した次第でございます。

以上が文教厚生常任委員会で審議しました内容でございますので、よろしく御賛同いただきますようお願い申し上げます。なお、文教厚生常任委員会として、委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出をすることに決定いたしましたことを御報告申し上げ、委員長報告を終わります。よろしくお願いいたします。

**〇議長(渡辺 稔夫君)** ここで暫時休憩いたします。休憩中に議会運営委員会を開催しますの

休憩 午後 2時28分

再開 午後 2時47分

**○議長(渡辺 稔夫君)** 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほどの委員長報告に対する質疑はありませんか。

6番、田中君。委員長報告に対する質疑でございます。

**〇6番(田中 万里君)** 全部いいんでしょう。

6番、田中です。

まず初めにお尋ねしたいのが、これは確認なんですけれども、保育園のマイクロバスの委託料、 これの合津についてもう一度お願いいたします。合津が何名と何キロかという点。

- **〇議長(渡辺 稔夫君)** 文教厚生常任委員長。
- ○文教厚生常任委員長(佐藤 ユミ子君) お答えいたします。
  合津保育園の委託料は129万9,000円で、園児数が5人です。距離が7キロメートルです。
- **〇議長(渡辺 稔夫君)** 6番、田中君。
- **○6番(田中 万里君)** これもちょっと確認なんですけれども、私は本議会の質疑の中で姫戸 保育園の委託料がちょっと高すぎるのではないかという質問をいたしましたが、その件について 審議していただいたようで感謝申し上げます。その中で先ほど、この姫戸保育園については上天 草市を対象に公募をかけて入札をしたと言われましたけれども、これは間違いございませんか。
- 〇議長(渡辺 稔夫君) 文教厚生常任委員長。
- **○文教厚生常任委員長(佐藤 ユミ子君)** 委員会ではそのような答弁がありました。
- **〇議長(渡辺 稔夫君)** 6番、田中君。
- **〇6番(田中 万里君)** わかりました。では次に移ります。

続きまして水道局の件についてお尋ねいたします。議案第44号です。この点についても質疑の中で私は質問いたしておりましたが、その中で一応審議をされたとのことですが、まず私がお尋ねいたしたいのは、先ほど委員長からの報告がございましたけれども、もう少し具体的にお尋ねしたいのでお聞きします。

まず初めに、委員の中からはこの3,500万円の根拠について等の質問等はございませんでした でしょうか。まずそれからお願いいたします。

- **〇議長(渡辺 稔夫君)** 文教厚生常任委員長。
- **○文教厚生常任委員長(佐藤 ユミ子君)** 3,500万円についてはありませんでした。
- **〇議長(渡辺 稔夫君)** 6番、田中君。
- ○6番(田中 万里君) では、3,500万円という数字が何で出たのかについて質問がなかったなら、次に私が質問しようとしたこともちょっと質問しにくいので、まず私はこの3,500万円の根拠について委員の中からこの辺の質問があるのではないかと私なりに、私がここの質疑の中で言

っていたものですので、その辺があるのではないかと私なりに期待していたんですけれどもなかったようです。

次に、私が聞いた話では、私も文教厚生委員会を傍聴していないのでちょっとわからない点があるんですけれども、この点について水道局長のほうから、局長がかわられたので設計の内容の内訳というのがよくわからないというような答弁はなかったですか、そういう点。

- 〇議長(渡辺 稔夫君) 文教厚生常任委員長。
- ○文教厚生常任委員長(佐藤 ユミ子君) 引き継ぎについては委員会の中でそれはなかったんですけれども、前任者のことについては余り言いたくないというようなことでもあったような気がいたします。報告の中にいたしておりますけれども、単に業者のほうに見積もりを出して、そしてそれが安い金額だったからもうその安いほうをそのまま予算計上したという経緯のように私は受け取りました。
- **〇議長(渡辺 稔夫君)** 6番、田中君。
- ○6番(田中 万里君) 委員長報告の中で今答弁されたように、業者のほうに見積もりを出したところ安いほうを選んだということでありますけれども、湯島の住民の人たちの生命、水というのは生命につながる問題であって、そのような安易な決定の仕方でいいのかという点も今疑問に思ったし、この点については私はもっと深い審議というか、してほしかったという点がございます。本議会で私が質疑でいろいろと言いましたけれども、もっと深くやっていただきたかったという点が残念に思います。

続きまして、この委託設計を4月か5月に出されるという委員長報告でありましたけれども、 委託設計についてどういうやり方になるか、随契になるか入札になるのか等の質問はございませ んでしたでしょうか。

- 〇議長(渡辺 稔夫君) 委員長。
- **○文教厚生常任委員長(佐藤 ユミ子君)** そのことについてはありませんでした。
- **○議長(渡辺 稔夫君)** 6番、田中君。よろしいですか。
- **○6番(田中 万里君)** わかりました。この辺についてはまた一般質問等で質問したいと思いますので、ありがとうございます。
- 〇議長(渡辺 稔夫君) 3番、島田君。
- **〇3番(島田 光久君)** お尋ねします。

議案第13号の保育所条例の一部を改正する条例の制定についてお尋ねいたします。

この条例は大矢野保育所を廃止するような条例と思いますけれども、委員会の中で、先般保育 園の適正化委員会で答申がなされていました。廃止後の利用、使い方、そういう質疑はなかった んですか。跡地利用とか、有効に使うとか。

- **〇議長(渡辺 稔夫君)** 文教厚生常任委員長。
- **○文教厚生常任委員長(佐藤 ユミ子君)** 跡地利用については委員会のほうではございません。
- **〇議長(渡辺 稔夫君)** 3番、島田君。

- **○3番(島田 光久君)** ということは、答申の方向性でこれから進められると理解してよろしいわけですか。そういうあれはなかったんですか。
- **〇議長(渡辺 稔夫君)** 文教厚生常任委員長。
- **○文教厚生常任委員長(佐藤 ユミ子君)** それはありません。ですから、一応本会議の時に部 長のほうからそれは答弁をされたと思いますけれども。
- 〇議長(渡辺 稔夫君) 3番、島田君。
- **○3番(島田 光久君)** ということは、答申が変更されている、答申が出されているけれども それを今後変わってきていると理解してよろしいわけですか。そういうふうに理解しますけれど も。
- **〇議長(渡辺 稔夫君)** 文教厚生常任委員長。
- ○文教厚生常任委員長(佐藤 ユミ子君) 私はそう思います。本会議の中で部長がそこを子育て支援センターにしたら経費的な問題のことも答弁があったとおりだと思いますし、別に考えてその子育て支援を充実していきたいという本会議での答弁でしたので、もう委員会の中ではそのことについては、場所とか跡地利用のことについては何もございませんでしたので、私のほうから答えることはできません。
- ○議長(渡辺 稔夫君) よろしいですか。3番、島田君。
- **〇3番(島田 光久君)** あと一つだけ、最後です。

ということは、今のところ何も考えていないと、そうなるんですけれども、そう理解していいわけですね。今のところ執行部としては何も計画がないと、跡地利用としては。そうですね。と理解していいわけですね。

- 〇議長(渡辺 稔夫君) 文教厚生常任委員長。
- ○文教厚生常任委員長(佐藤 ユミ子君) 私はそれは、私ではわかりません。そういうふうに考えていいのかどうかも、このことについては全然この委員会の中でありませんでしたので、私個人としてはちょっと――。終わった後でどうぞ執行部の方に聞いていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
- **〇3番(島田 光久君)** はい、お願いします。
- **○議長(渡辺 稔夫君)**ほかにございませんか。3番、島田君。
- ○3番(島田 光久君) もう一つだけ。次は21号の総合病院特殊勤務手当に関する条例廃止の制定についてちょっとお尋ねしたいと思うんですけれども、例えば今、特殊勤務手当というのはどれくらい出してあるのか。それとかこれを廃止した場合、職員の人たちが特殊勤務の手当をもらえなくなるのかという感じも私はするんですけれども、その辺の質疑がありませんでしたか。
- **○文教厚生常任委員長(佐藤 ユミ子君)** 何もございません。
- **〇議長(渡辺 稔夫君)** 3番、島田君。
- **O3番(島田 光久君)** 何もないですか。では事務長にちょっとお尋ねしたいんですけれども

その辺はどうなっていますか、この条例を制定した場合に。 (「それはできません」と呼ぶ者あり) それはできないと。はい、わかりました。何もなかったわけですね。

- 〇文教厚生常任委員長(佐藤 ユミ子君) はい。
- ○議長(渡辺 稔夫君) ほかにございませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

**○議長(渡辺 稔夫君)** 質疑がなければ、議案第23号及び議案第32号を除く議案について これより討論に入ります。

討論はありませんか。

「「討論なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(渡辺 稔夫君)** なければ、討論を終わります。

ただいま委員長より報告がありました案件について採決いたします。

まず、議案第11号について採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(渡辺 稔夫君)** 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第12号について採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(渡辺 稔夫君)** 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第13号について採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(渡辺 稔夫君)** 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第14号について採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長(渡辺 稔夫君)** 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第15号について採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(渡辺 稔夫君) 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第18号について採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(渡辺 稔夫君)** 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第19号について採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(渡辺 稔夫君) 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第20号について採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**〇議長(渡辺 稔夫君)** 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第21号について採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(渡辺 稔夫君) 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第22号について採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(渡辺 稔夫君)** 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いた

しました。

次に、議案第24号について採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(渡辺 稔夫君) 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第25号について採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(渡辺 稔夫君)** 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第26号について採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(渡辺 稔夫君) 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第27号について採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**〇議長(渡辺 稔夫君)** 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第28号について採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(渡辺 稔夫君)** 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第31号について採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(渡辺 稔夫君)** 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第33号について採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長(渡辺 稔夫君)** 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第34号について採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長(渡辺 稔夫君)** 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第35号について採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(渡辺 稔夫君)** 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第36号について採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**〇議長(渡辺 稔夫君)** 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第37号について採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(渡辺 稔夫君) 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第38号について採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(渡辺 稔夫君)** 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第43号について採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(渡辺 稔夫君)** 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第44号について採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(渡辺 稔夫君)** 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第45号について採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長(渡辺 稔夫君)** 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、陳情第5号について採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立〕

**〇議長(渡辺 稔夫君)** 起立多数です。よって、本件は委員長報告のとおり採択とすることに 決定いたしました。

日程第5 議案第23号 平成19年度上天草市一般会計補正予算(第3号)

○議長(渡辺 稔夫君) 日程第5、議案第23号、平成19年度上天草市一般会計補正予算第3号を議題といたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長(渡辺 稔夫君) なければ、討論を終わります。

それでは、議案第23号について採決いたします。

本件に対する各所管委員長報告は原案可決であります。各所管委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**〇議長(渡辺 稔夫君)** 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第6 議案第32号 平成20年度上天草市一般会計予算

**〇議長(渡辺 稔夫君)** 日程第6、議案第32号、平成20年度上天草市一般会計予算を議題 といたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

O議長(渡辺 **稔夫君**) なければ、討論を終わります。

それでは、議案第32号について採決いたします。

本件に対する各所管委員長報告は原案可決であります。各所管委員長報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長(渡辺 稔夫君)** 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第7 同意第1号 上天草市職員懲戒審査委員会委員の任命につき同意を求めること について

**〇議長(渡辺 稔夫君)** 日程第7、同意第1号、上天草市職員懲戒審査委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

同意第1号について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長(川端 祐樹君) 同意第1号、上天草市職員懲戒審査委員会委員の任命につき同意を求めることについて。次の者を上天草市職員懲戒審査委員会委員に任命したいので、地方自治法施行規程第17条第3項の規定により、議会の皆様の同意を求めるものでございます。

学識経験を有する者。 亀崎太、昭和17年8月15日生まれ、大矢野町中315番地3。本多律子、昭和10年8月7日生まれ、松島町合津3799番地。尾上正長、昭和20年12月12

日生まれ、龍ヶ岳町大道2174番地。市職員として村田一安、松浦省一。以上の5名を上天草 市職員懲戒審査委員会委員に任命させていただきたいと存じます。

提案理由といたしまして、地方自治法施行規程第17条第3項の規定により、市職員のうちから2人及び学識経験を有する者のうちから3人を議会の同意を得て命ずる必要がございます。これが議案を提出する理由であります。よろしく御審議お願いいたします。

○議長(渡辺 稔夫君) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

同意第1号について質疑はありませんか。

6番、田中君。

- **〇6番(田中 万里君)** これは確認なんですけれども、この今推薦された亀崎ふとるさんですか、これは名前は間違いではないんですか。ふとしですか、ふとる。自分のだけにふとると書いてあるんですか。
- 〇議長(渡辺 稔夫君) 総務課長。
- ○総務課長(成田 好君) 私も最初見てからあて名と思いまして一応確認しましたところ、 ふとるで間違いありません。
- **〇6番(田中 万里君)** ふとるですね。
- ○議長(渡辺 稔夫君) ほかに質疑ありませんか。

質疑がなければこれより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長(渡辺 稔夫君) 討論がなければ討論を修了いたします。

同意第1号を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立〕

○議長(渡辺 稔夫君) 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり同意することに決 定いたしました。

日程第8 発議第2号 道路整備財源の確保に関する意見書の提出について

**〇議長(渡辺 稔夫君)** 日程第8、発議第2号、道路整備財源の確保に関する意見書の提出に ついてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設常任委員長。

**〇建設常任委員長(瀬崎 秀輝君)** 発議第2号、道路整備財源の確保に関する意見書の提出について。上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出をいたします。

平成20年3月19日、上天草市議会建設常任委員会委員長、瀬﨑秀輝。上天草市議会議長渡 辺稔夫様。

提案理由でございますけれども、道路整備財源を確保し道路整備の推進を国に要望するため。 以上でございます。

道路整備財源の確保に関する意見書。この要旨につきましては皆さんに配付しているとおりで ございまして、割愛させていただきたいと思いますけれどもよろしいでしょうか。 (「はい」と 呼ぶ者あり)

それでは要望事項を朗読いたします。一つ、道路特定財源については一般財源化することなく 道路整備に充当することとし、平成20年春適用期限が切れる暫定税率について現行水準を維持 することにより、道路整備の安定的かつ確実な財源確保を図ること。一つ、地方の道路整備は現 行の道路特定財源のみでは賄えていない状況にかんがみ、国の道路特定財源の地方への配分割合 を高めることなど、地方における道路整備財源の充実に努めること。一つ、地域の生活に密着し た道路の整備や維持補修が安定的に実施されるよう、平成20年度以降も地方道路整備臨時交付 金制度を継続し拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成20年3月19日、上天草市 議会議長渡辺稔夫。衆議院議長河野洋平様、参議院議長江田五月様、内閣総理大臣福田康夫様、 総務大臣増田寛也様、財務大臣額賀福志郎様、国土交通大臣冬柴鐵三様。以上でございます。

**○議長(渡辺 稔夫君)** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

発議第2号について質疑はありませんか。

9番、北垣君。

- **〇9番(北垣 潮君)** 市民の意見は聞かれましたか。
- 〇議長(渡辺 稔夫君) 委員長。
- **〇建設常任委員長(瀬崎 秀輝君)** 先ほど申し上げましたけれども、もちろんガソリンが安くなることはいいことでしょうし、しかしながら先ほど申し上げましたとおり、地方自治体としては非常に財政的に困窮している現状を考えたときに、やはりこの財源は確保しなければならないと考えております。
- **〇議長(渡辺 稔夫君)** 9番、北垣君。
- **〇9番(北垣 潮君)** これは何年間だったですか。
- **○建設常任委員長(瀬﨑 秀輝君)** 中期の計画の中では――。
- **〇9番(北垣 潮君)** 皆さんだれでもよく知っていることでありますので、とにかく――。 討論に。
- **○議長(渡辺 稔夫君)** ほかに質疑ありませんか。(「もういいです、もう言いません」と呼ぶ者あり)

質疑がなければこれより討論に入ります。

討論はありませんか。

9番、北垣君。

- **〇9番(北垣 潮君)** 反対ですので。反対です。
- ○議長(渡辺 稔夫君) ほかに討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長(渡辺 稔夫君) なければ討論を終わります。

発議第2号を採決いたします。

異議がありますので、起立によって採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成 諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**〇議長(渡辺 稔夫君)** 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第9 発議第3号 道路特定財源の確保に関する意見書の提出について

○議長(渡辺 稔夫君) 日程第9、発議第3号、道路特定財源の確保に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○建設常任委員長(瀬崎 秀輝君) 発議第3号、道路特定財源の確保に関する意見書の提出について。上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出をいたします。平成20年3月19日、上天草市議会建設常任委員会委員長、瀬﨑秀輝。上天草市議会議長、渡辺稔夫様。

提案理由。道路特定財源の暫定税率を堅持し、関連法案の年度内成立を国に要望するため。道路特定財源の確保に関する意見書。道路整備は市民生活の利便、安全、安心、地域の活性化にとって不可欠であり、住民要望も強いものがある。現在、地方においては高速道路など主要な幹線道路のネットワーク形成を初め、防災対策、通学路の整備やあかずの踏み切り対策などの安全対策、さらには救急医療など市民生活に欠かすことのできない道路整備を鋭意行っている。また、橋梁やトンネルなどの道路施設の老朽化が進んでおり、その維持管理も行わなければならず、その費用も年々増大をしている。こうした中で仮に現行の道路特定財源の暫定税率が廃止された場合、地方においては約9,000億円の税収の減が生じ、さらに地方道路整備臨時交付金制度も廃止された場合には、あわせて1兆6,000億円規模の減収が生じることとなる。こうしたことになれば本市では1億円規模の減収が生じることとなり、厳しい財政状況の中で道路の新設はもとより着工中の事業の継続も困難となるなど、本市の道路整備はさらに深刻な事態に陥ることになり、さらには危機的状況にある本市の財政運営を直撃し、教育や福祉といった他の行政サービスの低下など、市民生活にも深刻な影響を及ぼしかねないことにもなる。よって、国においては現行の道

路特定財源の暫定税率を堅持し、関連法案を年度内に成立させるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成20年3月19日。上天草市議会議長渡辺稔夫。衆議院議長河野洋平様、参議院議長江田五月様、内閣総理大臣福田康夫様、内閣官房長官町村信孝様、総務大臣増田寛也様、財務大臣額賀福志郎様、経済財政政策大臣大田弘子様、国土交通大臣冬柴鐵三様。以上でございます。

○議長(渡辺 稔夫君) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

発議第3号について質疑はありませんか。

9番、北垣君。

- ○9番(北垣 潮君) 市民の生活に欠かすことができない道路と言われましたけれども、ガソリンもやはり市民の生活に欠かせない。特にこの田舎はガソリンの高騰に困っている人たちがいっぱいおられるわけで、これについてもうちょっと市民の皆さんの声を聞く必要があるのではないかと私は思うんですけれども、いかがでしょうか。私も大分署名をいただきました。ほとんどの人が、ただ一人してくれないという人もおられましたけれども、ほとんどしてくれました。今のを聞く気持ちはありますか。
- **〇議長(渡辺 稔夫君)** 建設常任委員長。
- **〇建設常任委員長(瀬崎 秀輝君)** はい、そのように聴取をしたいと思います。
- **〇9番(北垣 潮君)** 聞いてみるんですか。
- 〇建設常任委員長(瀬崎 秀輝君) はい。
- ○議長(渡辺 稔夫君) ほかに質疑はございませんか。

質疑がなければこれより討論に入ります。

討論はありませんか。

9番、北垣君。

- **〇9番(北垣 潮君)** やはりガソリンが上がるということは不景気をますます加速させるものであって、ガソリンが値下がりすることが一番景気対策にもなると思いますので私は反対します。
- ○議長(渡辺 稔夫君) ほかに討論ありませんか。

「「討論なし」と呼ぶ者あり〕

**〇議長(渡辺 稔夫君)** なければ討論を終わります。

異議がありますので、起立によって採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成 諸君の起立を求めます。

「賛成者起立〕

○議長(渡辺 稔夫君) 賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決することに決 定いたしました。 日程第10 農業委員の推薦について

**○議長(渡辺 稔夫君)** 日程第10、農業委員の推薦についてを議題といたします。

先日の全員協議会で2名の推薦者が決定しましたので申し上げます。大矢野町中8409番地の2、水野智恵美さん、昭和35年1月4日生まれ、職業農業。松島町合津1833番地の1、深水美佐子さん、昭和25年6月7日生まれ、職業農業。

お諮りします。ただいま申し上げました2名の方を推薦することに御異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(渡辺 稔夫君) 御異議なしと認めます。よって、以上2名の方を推薦することに決定いたしました。

日程第11 委員会の閉会中の継続審査の申し出について

**〇議長(渡辺 稔夫君)** 日程第11、委員会の閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続審査の申し出があっております。各委員長申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(渡辺 稔夫君) 御異議なしと認めます。よって、各委員長申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

先ほど議会運営委員会が開催されましたのでその報告を求めます。

議会運営委員長。

**○議会運営委員長(堀江 隆臣君)** お疲れさまです。先ほど議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について御報告を申し上げます。

検討事項は、1件の追加議案の取り扱いで、追加議案の内容は、当委員会から提案する上天草 市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてでございました。この案件について事務 局長から説明を受け、審議の結果、全員異議なく本会議へ上程することに決定をいたしました。 また、審議の方法についても検討した結果、この議案については委員会への付託を省略し、本会 議で審議、採決をすることに決定をいたしました。

以上のとおりでございますので、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げ、委員長報告を 終わります。

- ○議長(渡辺 稔夫君) 議会運営委員長報告のとおり決議することに御異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
- ○議長(渡辺 稔夫君) 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長報告のとおり決定いたしました。

お諮りします。ただいま議会運営委員長から発議第4号が提出されました。この際これを日程

に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(渡辺 稔夫君)** 御異議なしと認めます。よって、この際、発議第4号議案を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 発議第4号 上天草市議会議員条例の一部を改正する条例の制定について **○議長(渡辺 稔夫君)** 追加日程第1、発議第4号、上天草市議会議員条例の一部を改正する 条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、堀江君。

○議会運営委員長(堀江 隆臣君) 発議第4号、上天草市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。上記の議案を次のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。 内容といたしましては、上天草市議会委員会条例の一部を次のように改正する。第2条第1号中力をキとし、オを力とし、工をオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。ウ、経済振興部の企業誘致課の所管に属する事項。第2条第2号中農林水産部のを経済振興部の企業誘致課を除くに改め、同条第4号中市民環境部を市民生活部に改める。

提案理由といたしましては、市の行政組織再編に伴い、常任委員会の所管事務を整理するため ということでございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、補足して今の内容を説明したいと思います。先ほどの午前中の第1号議案で、組織の変更について一部修正で可決がなされましたので、それに伴いまして当委員会条例の改正が必要となったというところでございます。要点としては、まず企業誘致課の取り扱いということでございますが、企業誘致課の取り扱いは従来どおり総務委員会で取り扱う。支所、窓口センターは総務から市民生活部というふうに変更になりますが、20年度からは文教厚生委員会で取り扱うということが2点目。3点目としては委員会の名称でございますが、経済振興部の中から企業誘致課を除く所管の部分ということでございますので、内容は従来どおり農林水産関係のみということになりますので、委員会としては農林水産委員会ということにして上程をするところでございますのでよろしくお願いいたします。

**〇議長(渡辺 稔夫君)** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

発議第4号について質疑ありませんか。

北垣君。

- **〇9番(北垣 潮君)** 農林水産常任委員会でするのなら、もうこの農林水産部でいいのではないですか。
- **〇議長(渡辺 稔夫君)** 議会運営委員長。

- ○議会運営委員長(堀江 隆臣君) どこの名称を農林水産部ということですか。
- **〇9番(北垣 潮君)** 2の。農林水産常任委員会というのなら経済振興部としなくても農林 水産部でいいのではないですか。
- ○議長(渡辺 稔夫君) 議会運営委員長。(「議長、その点は第1号議案で決まっているのではないですか」と呼ぶ者あり)北垣議員、お宅も議運でいらっしゃったと思いますので、議題についてわかりますと思いますけれども。
- ○議会運営委員長(堀江 隆臣君) 一応、理由を簡単に申し上げたいと思うんですが、今回は、来年上天草市の議会議員も任期をあと1年残してどこまで委員会を開催するかという点も一つございました。企業誘致課の取り扱いについては総務が担当しておりましたので、まず総務委員会の代表2名いらっしゃいます。北垣議員と園田議員となりますが、お二人に企業誘致課の取り扱いを総務委員会としてどう考えるかということをまずお尋ねしたところ、総務委員会としては企業誘致課を今までやってきたので、あと1年残すだけになったので、これまでどおり企業誘致課としては総務委員会でやってみたいという御意見がございましたので、それは総務委員会の意見を尊重したところでございます。

委員会の名称としては、先ほども申し上げましたとおりに、経済振興部から企業誘致課を除けばこれまでどおり農林水産業務の内容そのものでございますので、あえて経済振興部委員会とか名前を変える必要もないのではないかという意見が出て、そのとおりになったというところでございますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長(渡辺 稔夫君) ほかに質疑はありませんか。

質疑がなければこれより討論に入ります。

討論はありませんか。

「「討論なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(渡辺 稔夫君)** なければ討論を終わります。

発議第4号を採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**〇議長(渡辺 稔夫君)** 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決することに 決定いたしました。

以上で本定例会に提出されました議案は全部終了いたました。

これをもちまして平成20年第1回上天草市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 3時32分